

むつ市議会第191回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成19年3月20日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 13番 東 健 而 議員

(2) 14番 澤 藤 一 雄 議員

(3) 56番 半 田 義 秋 議員

(4) 43番 目 時 陸 男 議員

(5) 38番 鎌 田 ちよ子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎	
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦	
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十	
8番	菊	池	一	郎	9番	新	谷		功	
10番	濱	田	栄	子	11番	高	田	正	俊	
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而	
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘	
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦	
18番	柴	田	峯	生	19番	久	保	田	昌	
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫	
22番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而	
25番	東	谷	正	司	26番	東	谷	良	久	
27番	佐	々	木	隆	28番	立	石	政	男	
29番	竹	本		強	30番	坂	井	一	利	
31番	福	永	忠	雄	32番	板	井	磯	美	
33番	飛	内	賢	司	34番	赤	松		功	
35番	田	澤	光	雄	36番	德			誠	
37番	佐	々	木	肇	38番	鎌	田	ち	よ	
39番	菊	池	広	志	40番	野	呂	泰	喜	
41番	杉	浦		洋	42番	千	賀	武	由	
43番	目	時	睦	男	44番	田	高	利	美	
45番	澤	田	博	文	46番	菊	池		清	
47番	柏	谷		均	48番	工	藤	清	四	
49番	服	部	清	三	郎	50番	杉	本	清	記
51番	慶	長	徳	造	52番	佐	藤		司	
55番	本	間	千	佳	子	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智	十	司	58番	斉	藤	孝	昭
60番	富	岡		修	61番	川	端	澄	男	
62番	宮	下	順	一	郎					

欠席議員（5人）

7番	小	林		正	23番	千	船		司
53番	工	藤	直	義	54番	牛	滝	春	夫
59番	中	村	正	志					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育委員会 委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者 管理	杉山	重一
代監査委員	菊池	十皿夫	選挙管理 委員会	佐々木	鉄郎
農委会 委員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
総務調整 部長	佐藤	忠美	総務部 出納室長	西堀	敏夫
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉 部長	名久井	耕一	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	豊	教育部長	宮下	孝信
教委事務 員	新谷	加水	公企業局 営長	小川	照久
監査委員 局長	遠藤	雪夫	総務部長 総次	千船	藤四郎
企画部長	工藤	武勝	企画部 調整	近原	芳栄
保福祉 部長	佐藤	節雄	保福副健康 推進課	吉田	市夫
選挙管理 委員長	大芦	清重	教委事務 課	松橋	秀人
教委事務 指導員	宮木	則男	公企副総 務課	石田	武男
企画部長	奥島	慎一	企工対策 課	伊藤	道郎
企画部長	下山	益雄	経済林畜 産課	櫛引	恒久

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は50人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、3月16日、本会議終了後の議会運営委員会において、議員60名から提出がありました森林の保全及び林業の活性化に関する意見書については、3月23日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、3月19日、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定に基づく財政援助団体等の監査の結果報告がありましたので、お手元に配布してあります。

次に、堺孝悦議員より、3月16日の一般質問において、吸収合併と発言した箇所については、編入合併と訂正したい旨の申し出がありました。これについては、議長において許可し、後日会議録を訂正いたしますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行い

ます。

今日は、東健而議員、澤藤一雄議員、半田義秋議員、目時睦男議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

東 健而議員

○議長（宮下順一郎） まず、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） おはようございます。本日の1番手になりました、13番、私は新むつクラブ、川内の東であります。むつ市議会第191回定例会は、在任特例で議員になりました我々にとりまして最後の予算議会であります。この平成19年度の予算の行く末を見定めることなく、あと2回の定例会を経て10月15日の任期を迎えることとなります。私は、合併以来予算のあり方について、特に債務負担行為、公債費、繰上充用など義務的経費や投資的経費の膨らみが合併協議内容を形骸化し、予算消化のための特例債、過疎債の依存体質になってきたことに懸念を覚えます。そこで、今回は本市の財政状況と福祉の現状、農政と地域振興へのてこ入れ対策等、これらの3項目について一般質問を行います。

項目の第1は、夕張市に見る財政破綻と本市の財政状況についてであります。3月14日で合併からちょうど2年を経過しましたが、この間財政当局の並々ならぬ努力にもかかわらず、本市の財政状態は改善の兆しも見えず、悪化し、硬直化し、混迷状況が続いています。さて、マスコミ各社は、北海道の夕張市の自治体は破綻し、その再生には市職員の大量退職や市民生活への影響なども惨たんたる報道であります。2月22日、東奥日報の夕刊に、夕張市では北海道に再建団体への移行を国に申し出るため、再建計画素案などを提出したと

あり、また夕張市議会が負担総額630億円のうち353億円の債務を18年で解消する再生計画案を賛成多数で可決した報道をしています。一口に18年と言いますが、過度の人口流出では、債務を背負う人の負担が増加となります。このような状況を考えると、市独自で返済するのは全く不可能に近いもので、国や道の支援が必要と考えています。しかし、市民は言うがままに税金を納め、夕張市で一生懸命生きてきた年老いた人たちには、行く当てもなく、これから18年間も過重負担を強いられることは、他事ながらいたたまれない思いがいたします。

ところで、本市は昨年12月定例会において、企画部長が答弁しました公債費の累積額が660億円くらいとのことでありました。この数字が何をあらわすのか、財政状態が大変心配されるところであります。2月21日の東奥日報には、本県の「大鰐町、再建団体へ転落か」という見出しで取り上げられていました。全国的に見ても、この財政再建団体申請寸前の自治体の数が多く、箱物優先による放漫経営的な体質などが指摘されています。本市も例外ではなく、中でも昨年公表された公債費比率を考えても、その財政は大変危うい数字が並んでいます。市民の中には、このこと到大変敏感になり、本市は財政破綻にならないのか、非常に心配する多くの声が届いています。ついては、本市の財務諸表と財政状況について、以下8点について伺いいたします。

まず第1点目、夕張市は約630億円の負債を抱え、準用財政再建団体申し出を道にしたことにちなみ、破綻の原因についてはいろいろと分析されているようですが、国からの地方交付税や各種補助金等の過剰な期待、箱物を優先する設備投資、背伸びをした予算編成、むだな放漫経営的な予算消化体質などが問題視されるマスコミ報道であり、最近国の財政切り詰め政策に遭い、今ま

で当てにしていた交付税や補助金の額がどんどん減らされ、また先細りになったものと推測されています。一方、本市でも支払い資金捻出の一時借入金でしのぎ、その結果繰上充用を重ね、硬直した財政運営をしています。他山の石ではない、この夕張市の財政破綻に対して市長はどのように受けとめているのか伺います。

第2点目、合併以来繰上充用の裏方として、空財源の問題が予算審議のたびに話題に上がっています。本市の標準財政規模は、赤字解消計画による平成19年度の決算見込みでは165億円、するとこの20%が転落ラインで、約33億円であります。見込額が昨年度より増額の試算になっているが、この増額の根拠は何でしょうか。

次に、税収の目減り換算がなされているのか、減ることがないのか、また実質収支の累積赤字額も約26億8,000万円になって、本市の地方債の現在高は今、累積でどのような額になっているのでしょうか。日銀は、金利を0.5%に値上げしました。これに伴い、メインバンクの金利はどの程度上昇する見込みで変わりがないのか。しかも、この支払利息の金額が上昇すると、予算額にはどのような影響を与えるのか、あわせてご提示いただきたい。

第3点目、赤字解消計画を見た限りでは、普通会計、一般財源の計算だけであります。連結はしていないのでしょうか。また、赤字比率、公債費比率などは他の類似団体と比較してどのように位置づけられるのか。そこで、公債費比率についてももう少し具体的に伺います。

市税収入と地方交付税、地方譲与税などを足したいわゆる一般財源の収入に対する借金返済額の割合を示したものについて、昨年の12月定例会でも参考として引用しましたが、この点について昨年8月29日、県が発表した03年から05年度の本市の実質公債費比率は21.7%と県のホームページは

掲載しています。この公表された数値を私はその時点では大したことはないと思っておりました。ところが、普通であれば、15%から18%程度が健全ラインであると言われていています。この比率が25%以上の団体については、この区分に応じて起債の制限を受けることになります。したがって、比率が21.7%であるということは、公債費の一般財源に占める比率が相当高いということであり、公債費が他の予算へ及ぼす影響が相当大きいと見るべきであります。また、事業縮小のおそれも出てくるし、大変危険度が高いということになります。公表された平成16年度決算によるものから、平成17年度決算によるもの及び平成18年度現計見込みでは、その実質公債費比率はどのように推移しているのでしょうか。なお、連結で出ているとすれば、その累積額でお示しいたきたい。

第4点目、市民は660億円の借金と聞き、耳を疑って情報公開の必要を一層強く感じています。これは、財政状態が良好であるとは考えにくい金額であります。1万2,000人の夕張市と本市の人口約6万7,000人を比較すれば、財政規模も単純に比較できないわけですが、それでも危機感を抱かざるを得ません。さらに、下北地域広域行政事務組合、下北医療センター、企業会計、特別会計など、別途扱いの借金が加わるわけですが、債務負担行為など本市の負担保証がなされています。当然これらも先行きの見えない借金になります。このように考えると、一般会計では本市の全財政規模の説明にはならないと思います。決算を連結で示すことが重要かつ緊急を要し、このことは今後の流れになっていくことと思いますが、昨年平成17年度の各会計決算の一般会計等の説明では、歳入に対する歳出が大きく上回り、実質収支は約38億5,900万円、この資金が本市の会計処理に必要であるということでありました。このような他の除かれたものを含めた連結ではどのような債

務額になるのか、本市の財政状態の実態を市民にわかるように具体的に、科目ごとに支払いを連結でご説明いただきたいと思います。

第5点目、一時借入金はいずれ各予算で定め、一般会計では50億円までとなっていますが、5月31日の出納閉鎖日には返済しなくてはなりません。現在の各会計上の一時借入金の状況をご説明いただきたい。ちなみに、平成17年度決算では、合わせて38億5,900万円ということですが、この金額だけを一時借入金で補っているのか、他会計からの借り入れなどはあるのか。特に全部の会計をトータルで示した場合に50億円を超えることはないのか、借り入れと返済は平成18年度での流れでの経過はどのようになっているのでしょうか。財政が健全であれば、一時借入金は必要ないわけですが、支払利息はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。また、一時借入金の際に当座貸越枠との関係はどのような取り決めの流れになっているのでしょうか、お伺いいたします。

第6点目、本市は用地造成事業会計でも繰上充用して、平成18年度補正予算を専決処分しています。この土地の価格低下や価値の低下などにより処分ができないまま、ことしも14億5,000万円がまた同じ方法を繰り返しています。これと債務負担行為などを考えると、財政の硬直化が素人でもわかります。2月21日、金利が上がり、0.5%になりました。景気の動向を見ると、これからは段階的に利上げが続くと見るのが妥当と考えています。毎年毎年この利息も大変な額になっていると思いますが、この利息が単年度でどのくらいか、またどのくらいの資金需要が見込まれているのか。この対策が不十分で見通しの甘さが目立ちますが、この繰上充用が今後の財政運営に与える影響は大なるものがあります。空財源が生んで事業費が圧迫されています。資金繰りの悪化とサービスの低下が心配されます。当然繰上充用

の額もふえることになるとと思いますが、この繰上
充用の額がふえているのか、少なくなっているの
かご説明いただきたいと思います。

私は、この対策として一つ提案をしたいと思
います。電源三法交付金や中間貯蔵施設交付金を投
入、できるだけ早く赤字削減の方向で検討しなけ
ればならない時期と思いますが、これらは利用で
きるものであります。市長は、赤字を減らす気が
あれば、これらの利用について関係機関と連携し、
働きかけをすべきですが、いかがでしょうか。

第7点目、財政が苦しい中では、特例債はでき
るだけ使わないようにすることが望ましいと言わ
れています。その根拠は、これを使う段階で一般
財源から5%の持ち出し、元利償還の30%は一般
会計からの支出になることは前議会で企画部長が
述べたとおりであります。今予定外のことに特例
債を使うのは非常に危険が伴うような気がしま
す。借金に借金を重ねるだけだと思います。幾ら
公債費として財政需要額の算定に織り込むとし
ても、がんじがらめの地方交付税制度の改革で、そ
の総額は増加しません。これも借金返済のみで、
他の需要を満たす財源は減らされる事態が明らか
なのに、市長には危機感が余り感じられませんが、
市民は準用財政再建団体転落はごめんだし、それ
が近づいているように感じています。そのときは
市長はどのように責任をとるおつもりでしょう
か。特例債パブルと準用財政再建団体転落につ
いて市長の見解をお伺いいたします。

第8点目、さきに配布された普通会計のバラン
スシートを見ると、人口に見る本市の1人当たり
の負担額は、総体的に見て120万6,000円とのこ
とですが、これは私は重要な要素を含んでいると受
けとめています。例えば連結の場合、この負担額
もふえることは当然と理解しました。昨年12月定
例会に赤字解消計画が示されました。庁舎移転で
この計画に支障が出ないのか、またこのような財

政状態の中で、本庁舎移転に15億円の資金を特別
にいただけるとはいうものの、頭と胴体だけ移転
して、手足である東庁舎、北庁舎、南庁舎、情報
センターなどの他の庁舎はそのままということ
で、手足だけが分断され残されることにならない
か。多くの市民や業者からは、用事を足すのに非
常に不便になるという声も聞かれます。また、庁
舎に対する維持管理費が今までの倍以上はかかる
ことも予想され、維持管理費などの経費が増加、
雑入としての空財源計上や特例債にまで手をつけ
なければならない事態は健全ではありません。膨
大な長期債務を背負い、赤字をふやし、市民の中
からは計画性もない、先の見通しのない暴挙だと
不安の声も聞こえます。私は、旧アークスプラザ
への庁舎移転は仮の住まいとして、現在の場所に
庁舎を建てた方がずっと経済的であり、効果的で
あると考えています。買い取ったものは、貸した
り売ったりすれば固定資産税も入ってまいります。
寄附金の活用で再考の余地がないのか、市長
にお伺いいたします。

項目の第2は、福祉の現状についてであります。
一般的に市政の役割は市民の福祉の向上であり、
いかにしてよりよいサービスの提供をするかとい
うことに尽きます。したがって、いかなる理由が
あろうとも福祉の後退があってはならないと私は
思っております。

合併以来、本市のサービスの減速が見られるよ
うになってきています。老人医療費の値上げ、障
害者自立支援の改悪、介護保険料など負担金の高
騰、市民税の引き上げが生活苦の原因とする住民
負担のいじめ政策に強い不満の声が出ています。
生活保護世帯の老齢加算、母子加算などの廃止が
憲法で保障された最低限の生活保障さえおろそか
にされ、なし崩し的に生活格差を生じさせていま
す。また、生活するうえでの安心安全が脅かされ、
住宅政策の先送り、医療面での対応は不評を買い、

川内の場合は辛うじて病院にとどまるも、大畑は診療所に格下げ、市民の署名運動まで始まっています。医療の先細りに市民は非常に怒りと心配が募っています。

介護サービスでは、食事費や住居費の個人負担、市民税の非課税制度の整合性のとれない利用料の設定など、政府は改悪に気づき、地方選挙対策を泡を食ったように暫定緩和措置をしたようですが、生活費の目減りとその確保が困難となった市民はこれらの利用を控えたり、サービス回数を減らしたりしています。しかし、病には勝てませんので、生活費を切り詰めるなどの影響が出ています。生きているのもやっとという家庭も見られ、こんな中で本市でも生活保護制度に依存する市民が増加の一途をたどっていることは何回も申し上げてまいりました。

そこで、福祉の現状について、まず全体を把握する意味で伺います。市長は、教育と生活保護には予算面で十分配慮しているし、自負していると話しましたが、しかし見落とされているものがあることをご存じでしょうか。市民が今置かれている立場、環境、さらに人口の確実な動態把握、減少率、若者の定着率、税を納付する人たちの減少による定住者の経済的な分析など、市民サイドからの求めに応じた視点が勘案されなければならないと思いますが、現状では予算面での窮屈さが加わり、それらが全く視野に入っていないのではないのでしょうか。

私は、雇用対策が何よりもカンフル剤になることを申し上げてきました。雇用面の充実こそ重要な福祉対策の一環だと思います。跡継ぎをする我が子との同居もかなわず、仕方なく持ち家を離れ、就職した我が子のもとへ旅立つ家庭も多くなり、根本にある福祉対策が揺らいでいます。市民が定着しなければ、いかに細かい福祉計画があろうとも、それはむだというもので、やがては大幅な減

収につながり、行政規模の急激な縮小が目前にあります。そこで、サービスをいかに充実させ、人口の減少をいかに食い止め、税収をいかに上げるかということが最大の政策課題だと言えます。このことから、本市の福祉の現状について、以下についてお伺いいたします。

1点目、本市の生活保護世帯の現在数はどのくらいでしょうか。合併後の旧町村部別の伸び率やその集計と全体像をお示しいただきたい。また、市民税に占める生活保護費の支払い額の割合を総額でお示し願います。

2点目、合併前と合併後の生活保護世帯の数と、その増加率を比較し、この問題点はどこにあるのか、また旧市町村別では保護世帯の増加の原因も対応が異なると思いますが、市長からこのとらえ方とどんな対応をなさるのかお考えをお伺いいたします。

3点目、平成12年から平成17年度の下北地域の人口の推移によれば、当地域では人口減少率が4.1%と県全体の中でも突出し、人口減少が著しい地域となっています。これがまだまだ進行していくものと思いますが、私は今まで雇用に対する取り組みをまず強化すべきと再三進言しています。市長は、雇用対策には手の打ちようがないのか、なすすべがないのか、さっぱり動きが見られません。もっとも今までの同僚議員の質問にも、これはという打開策を示していません。やはりむつ市長は箱物づくりの名人で、雇用などのソフト事業は苦手なのでしょうか。

市長選で公約を前面に打ち出して選挙を戦ったからには、そこに示した公約は市民への約束であります。雇用対策に積極性が見られず、仮にもこの公約をないがしろにするということは、市民への背信行為であります。また、市長は選挙でさまざまな施策を掲げていました。以前にも申し上げましたが、もう一度よく見直していただきたい。

今この約束を追求する姿勢が欠けては、市長ばかりではなく、市政の存在意義が問われます。雇用対策に知恵を絞り、やれないなと思ってもやらずにはならない、行政の長として責任を果たしてほしい。障害者の方々の自立支援に対する雇用ばかりではなく、この問題は本市の健康で働ける人たちに働き口がない、自立したくても自立できない人たちへの対策が避けて通れない最重要課題であります。再度伺います。働ける人のための自立支援について、市長はこのままでよいと考えているのでしょうか。

次に、第4点目、国民年金を40年掛け続け、2カ月に7万円ほどしかもらっていない年金生活者もあります。1カ月にすると3万5,000円、これでは食糧費にもなりません。それでもお上には世話になりたくない、けなげに何とか頑張っただけで家計を切り詰めながらやりくりをして暮らしています。しかし最近、細かい年金から、介護保険料や所得税などが天引きされ、さらに国民健康保険料が2008年度から、住民税は2009年度から、その年金からの天引きが決まっています。このような生活の追い詰めが市民の不平不満の最大の要素になっています。生きられない、お上に面倒を見てもらうしかないという生活保護に依存申請の動きが出て不思議ではありません。税負担がかさみ、市民は生活が苦しくなりながら、その反面に市の生活福祉対策が後退し、ますます住民の暮らしを置き去りにしていくことは到底許されるものではありません。予防的介護費用として市民の負担を多くしたわけですから、そのことに耐えられず、生活保護に依存しようとしている人たちへの予防的配慮ときめ細かい対策が必要だと思えますが、この問題は重要であります。市長はどのようにお考えでしょうか。

5点目であります。国は、生活保護費の財政負担を抑制するため、一部の高齢者の持ち家がある

生活保護世帯に保護費の支給をやめ、そのかわりに自宅を担保に生活費を融資する制度を導入しようとしています。これは、担保になった土地や家屋は支払いができない場合には没収になるというものであります。本市のような住宅や土地の価値が低い地域では、当然に融資される金額も低く抑えられるし、また融資対象になりにくい面もあります。仮に融資を受けても、債務負担がつきまとい、それが生活費への援助でなく、税金への負担へ消える可能性も想定されます。借入金が返済できないため債務不履行に陥ったときには、この補償問題も出てまいります。本市には、このような対象者も多くあると思いますが、実施に至った際の準備など、その本市の対策はどのようになっているのでしょうか。また、市長としてこの制度の導入にどのようなお考えをお持ちでしょうか。あわせてお伺いいたします。

項目の第3は、農政と地域振興へのてこ入れ対策についてであります。1点目、認定農業者制度への取り組みはその後どのようになっているかというものであります。朝日新聞によると、一昨年、10%の関税撤廃とオーストラリアからの輸入農産物の拡大について、政府は決断を下したことが報道されておりました。これは、政府がオーストラリア側の交渉に譲歩した結果によるものであります。政府の思惑とは裏腹に、我が国の1次産業は、価格格差拡大により壊滅的打撃を受け、農業は崩壊の危機にあります。これを守る対策として、現在政府は認定農業者制度を根づかせようとしています。しかし、余りにも難しい制度で、現在も農業者はどうすればいいのか悩んでいます。何としてもこれを根づかせるための対策が急務だと思います。

私は、このことについて、9月定例会でも質問いたしました。今雇用を考えるうえで1次産業の活性化、これこそが本市の最大の重要課題だと思

います。何かを考え、実行しても、それがすぐには結果には結びつかないわけですが、現在市民の期待と負託にこたえるには何かの答えを出していかなければなりません。市民生活の豊かさと暮らしやすさを追求するのが市長の役目であり、私たち議員の役目でもあります。現在本市における認定農業者が95事業体となっていると伺いましたが、集落営農組織化など、制度への取り組みが今どようになっているのか伺います。

2点目、農業振興計画と展望について伺います。今農産物の安売りが激しく、価格の下落などで、農家はせっかくつくったものを重機で踏みつぶしたり、埋設処分するところが続発しています。また、農業でも株式会社の参入など、大規模資本によるグローバル化の波が弱者を飲み込み、まだまだ容赦なく広がっていくと思います。このような影響を受けるのは、本市のような過疎地であります。本市でも、昨年来、地場産業の振興が声高に叫ばれていますが、市長の意気込みとは裏腹に、さっぱりその振興策が根づいていません。農地の粗放地の再活性化対策もかけ声だけに終わってしまうのではないのでしょうか。農地利用による雇用対策は有意義ですし、急がなくてはなりません。本市の広大な土地利用に対する対策は、いまだ不十分であります。これからの農業振興計画に対する今後の展望を示していただきたい。

3点目、バイオ植物の植栽と燃料特区構想についてであります。地球温暖化対策の一環として、石油依存の石油一辺倒の生活形態からの脱却を目指す動きが世界的なうねりになっています。ことしに入って北欧のスウェーデンでは、バイオマスエネルギーとしてサリックスという3年で収穫でき、3メートルにもなる葎のような作物をつくっているというのをNHKテレビで放送していました。これは、成長が早く、乾燥させやすいし、どこでも栽培可能な植物のようであります。これを

石油にかわる代替エネルギーとして使用しているとのことであります。

また、アメリカやブラジルでは、サトウキビやトウモロコシなどの穀物類からバイオエタノールという燃料を取り出し、加工し、ガソリンとまぜ、排気ガスからCO₂を削減する研究がなされ、実用化されています。島国の我が国では、穀物を植え、世界的な需要にこたえるだけの広大な土地がなく、価格の面でも土地の面積でも外国にかないませんが、今穀物の値上がりしている相場を見ますと、やがてそれが急騰、持続し、バイオ燃料だけでなく、穀物の増産に頼る時代は間違いなくやってくると思います。認定農業者制度を根づかせ、本市の荒廃した土地を農地として復活させ、大規模なバイオ植物と穀物の植栽を検討してみたいかがでしょうか。この下北は、中山間地が多く、個人の開拓には限界があります。したがって、農事実行組合などでの土地の集約化を図り、集落営農での取り組みが求められます。私は、他に先駆けて本市全体をエネルギー特区に申請、政府の後押しをにらみながら少しずつ雇用の場をつくり、やがては一昨年の一般質問でも取り上げましたが、燃料電池、水素発電などの企業ビジョンとつなげていくことも必要であると考えています。燃料特区構想に対する市長のご見解をお伺いいたします。

4点目、農家の支援強化対策についてであります。昨年の12月5日の大分新聞によりますと、豊後大野市では、農家の支援体制を強化するために市役所や農協など、関係機関の窓口部門も一体化した農業振興センターを新設することが報道されています。これは、農業に対する各種の事務や相談の窓口を一本化し、その利便性を向上させ、行政と農協が一体化した営農指導を行うことで、今年度から始まる農政の大改革に対応するというものであって、2007年の4月の発足を目指している

とのことであります。情報を取り寄せ、本市も先進事例に基づいて農家の支援強化対策を考えてみたいかがでしょうか。

5点目、新産業の誘致にトップセールスの展開をということであります。これも昨年の12月7日の新聞報道によるものであります。四国新聞の報道によれば、庄原市内での森林の木質バイオマスを活用した新産業の誘致に期待が寄せられているとのことであります。これは、市の後押しを受けて来年、つまりことしですが、ガソリンの代替燃料であるバイオエタノールを製造する実証実験を始めるとあります。その原料は、山林の手入れによって出てくる間伐材の杉や松、カラマツ、またヒバ、雑木などの木材利用であって、本市の山林の活用にもつながるもってこいの産業だと思います。何よりもこれは地球の温暖化防止に貢献するだけでなく、誘致が実現すれば、雇用の創出になって、地域の活性化に直結するというものであります。市長のトップセールスを展開してみたいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 東議員のご質問にお答えします。

夕張市に見る自治体の財政破綻と本市の財政状況についての8点にわたるご質問でありますので、順を追ってお答えいたします。

まず、夕張市の財政破綻をどのように受けとめているのかということについてであります。今月6日、準用財政再建団体に移行した夕張市の約353億円の赤字を18年かけて解消すること、市民には最低の行政サービスと最高の負担という非常に厳しい財政再建計画がマスメディアで報じられ、全国に大きな波紋を投げかけております。本市においても、自主財源に乏しく、電源立地地域

対策交付金に大きく依存する財政構造にありますことから、決して他人事ではないものと強く認識し、行政改革大綱や集中改革プランに基づき積極的に行財政改革を推進することで確実な財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、赤字解消計画での平成19年度の標準財政規模が対前年度比で約5億6,000万円の増となる要因についてであります。これは赤字解消計画を作成した時点の地方財政法では、財源不足に対応する臨時財政対策債の発行が平成18年度限りでありましたことから、平成19年度以降の標準財政規模の算定におきまして、臨時財政対策債発行分を普通交付税に加算したことにより増となっているものであります。なお、平成19年度の地方財政対策におきまして臨時財政対策債の発行が当面必要とされ、平成21年度まで継続される見通しとなっているものであります。本市の全会計の地方債現在高については、各会計予算書の中にお示ししておりますが、一般会計ほか4会計の平成19年度末で572億7,482万2,000円の見込みとなるものであります。また、先般日本銀行の基準貸付利率のアップがありましたが、現時点での地方債の借入れ利率に関しては、昨年借入れ利率を上回っていないものであります。

次に、財政指標等の類似団体との比較については、平成16年度決算に基づいた市町村財政分析表を昨年6月の市政だより第631号に掲載しておりますが、その中で公債費負担の健全度を示す起債制限比率が14.6%と41団体中38位となっているものであります。また、実質公債費比率の推移についてであります。平成17年度決算において21.7%が平成18年度決算見込みでは20.3%と若干ではありますが、改善する見込みであります。今後とも公債費負担適正化計画に基づき18.0%以下を目標に努力してまいりたいと考えております。

次に、平成17年度決算における一般会計と8特別会計の連結決算の債務額は、ご指摘のとおり38億5,930万円であります。また、財政状況の公表については、平成17年度の一般会計等の決算の状況、バランスシート及び赤字解消計画を今月号の市政だよりに掲載し、市民に周知を図っているものであります。

次に、一時借入金の状況とその運用状況等についてのご質問にお答えいたします。普通会計の一時借入金の限度額につきましては、普通会計で100億円、うち当座貸越枠35億円、国民健康保険等の特別会計で36億3,000万円と当初予算に定められております。また、支払利息につきましては、証書借入で年利1.25%、当座貸越では0.56%から1.875%となっております。平成18年度現在の借入額は、証書借入分が50億円、当座貸越分が14億6,700万円となっております。これらは今後交付されます国・県の負担金、補助金、市債等で5月31日までに返済することになります。一時借入金の運用に当たりましては、年間の資金計画、さらに毎月の資金収支計画により効果的に行っております。

次に、用地造成事業会計に係るご質問につきましては、公営企業局が所管でありますので、公営企業管理者から答弁があります。

また、用地造成事業会計の赤字解消策として電源三法交付金の活用について東議員からご提案がありました。電源三法交付金の使途基準から、赤字には充当できないものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、合併特例債の使い過ぎと準用財政再建団体転落についてであります。今年度から地方債の発行については協議制へ移行されましたが、実質赤字基準額並びに実質公債費比率が一定の基準を超えますと、これまでと同様に許可制となるもので、本市はこれに該当するものであります。地

方債の許可に当たっては、赤字解消を図るための財政健全化計画及び実質公債費比率の適正化を図るための計画の策定が義務づけられ、その計画の内容、実施状況等が勘案されるものであります。このことから、財政の健全化が進まない団体、実質公債費比率が改善されない団体等は地方債の発行許可が出ないものでありますので、東議員ご指摘の合併特例債を使い過ぎての準用財政再建団体への転落につながらないものと認識をいたしております。

次に、本庁舎移転事業が赤字解消計画に支障が出ないのかとのお尋ねであります。昨年の12月定例会に提出しました赤字解消計画は、本庁舎移転事業を組み入れたものでありまして、平成23年度の赤字解消には影響がないものと考えております。

また、本事業については、先般民間の方々で組織する本庁舎移転基本計画審議会を立ち上げ、十分な検討をお願いしておりまして、それを踏まえ、改修計画、工事施行、完成、移転となる予定であります。なお、寄附金の活用の変更については、寄附する方の趣旨に反することになり、できないものでありますことから、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉の現状についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目、生活保護世帯の数についてであります。当市の保護率は、昭和34年の合併以来順調に低下を続けてまいりましたが、長引く景気の低迷や高齢化等により平成13年度から上昇に転じ、その傾向は現在も続いております。また、国全体を見ましても、昭和50年代の第2次石油危機のときに若干の上昇がありながらも低下傾向にありましたが、平成7年度に底を打ち、翌平成8年度から上昇に転じている状況にあります。当市の平成19年2月末現在の生活保護受給者数は1,037世帯、1,445人となっております。その旧市

町村地区別の合併以降の受給世帯数の伸び率は、旧むつ市では79世帯、12%、旧川内町では4世帯、3.8%、旧大畑町では16世帯、11.9%、旧脇野沢村では8世帯、25%それぞれ増加し、全体では107世帯、11.5%の伸び率となっております。

次に、市民税に占める生活保護費の割合についてお答えします。平成19年度の生活保護総務費と生活保護扶助費の歳出を19億3,843万2,000円と見込んでおり、個人及び法人住民税の歳入見込額の27億8,728万6,000円に対する割合は69.5%となっております。なお、生活保護扶助費の4分の3は法律により国の負担となっておりますし、残りの扶助費の4分の1と生活保護総務費につきましては、普通交付税に反映されます。

次に、質問の2点目、生活保護の増加率と原因についてお答えします。平成17年3月の合併時の生活保護受給世帯は930世帯でありましたが、平成19年2月末現在では1,037世帯となっております。生活保護受給に至る要因としては、景気の低迷も影響しているとは思いますが、高齢化に伴う無年金者や受給年金が少ない高齢者世帯が増加していることが大きな要因だと考えております。このほかにも、扶養意識の変容、家族関係の希薄化、ドメスティック・バイオレンス等が要因として挙げられると考えております。平成17年4月から平成19年2月までの間に生活保護開始になった世帯は221世帯ございますが、その主な開始理由は病気によるものが75件、蓄えの減少によるものが55件、失業及び事業不振、倒産によるものが28件、働いている者との離別によるものが26件となっております。この開始理由については、旧市町村区域とも同一性があり、特定の開始理由が特定の地区に偏っているということはありません。

生活保護法は、憲法に基づき、被保護者に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。このため平成

17年度に4人、平成18年度には6人の被保護者の方々を対象として公共職業安定所と連携を図りながら、自立支援プログラムの一環として生活保護受給者就労支援事業を実施しましたが、むつ下北地区の有効求人倍率が低いことや就労支援対象者の所有資格や就労経験が募集企業等の採用基準に満たないなどにより成果が出ていないのが現状にあります。また、平成19年2月には個別支援プログラムとして福祉事務所における就労支援プログラムを作成いたしましたので、稼働能力を有する被保護者に対し就労支援を行い、生活保護世帯の自立支援を強化いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問の3点目、障害者などを含む市民の自立支援に対する対応についてお答えします。障害者の雇用については、依然厳しい状況にありますが、新たな制度では就労支援の抜本的な強化を図っており、一般企業等へ就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う就労移行支援や一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援等の事業があります。障害者が地域で自立して生活を営むために、障害者個々のニーズに合わせ、複数の障害福祉サービスを包括的に提供できる環境を整え、障害者の自立支援を図っていきたいと考えております。

雇用対策は、その時々々の経済状況に大きく影響されると認識しているものの、一自治体での取り組みではおのずと限界があり、国や県など関係機関が進めている雇用対策との連携を図りながら、総体的に取り組んで、雇用環境の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問の4点目、生活保護依存への予防的配慮についてお答えします。生活困窮の要因は、

景気の低迷や高齢化、無年金、扶養意識の変容、家族関係の希薄化、離婚など非常に難しい問題をはらんでいるため、社会福祉が直接的にその予防を行うことは極めて困難だと認識しております。しかしながら、市民が生活困窮に陥ったとき、その抱える生活問題の背景にある社会的要因を克服するための物質的な条件整備、個々人に対する精神的支援と教育的働きかけを行い、社会的、経済的あるいは精神的自立の支援を推し進めてまいりたいと考えております。

次に、質問の第5点目、持ち家、保護世帯への市の対応についてお答えします。生活保護制度における居住用不動産の取り扱いに関しては、これまで生活保護制度のあり方に関する専門委員会や全国知事会、全国市長会より被保護者に対して何の支援もしなかった扶養義務者が被保護者の死亡時に家、土地を相続するような現状は社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきである旨指摘されてきたところがあります。そこで、所有する居住用不動産の活用により生活資金を得ることを容易にし、長年住みなれた住居に住み続けながら、居住用不動産の活用を促す施策として要保護者世帯向け長期生活支援資金制度が創設されました。居住用不動産を有する高齢者世帯等で本貸付金の利用を生活保護に優先させ、貸し付けの利用期間中には生活保護の適用を行わないこととするものであります。

本貸付制度は、平成19年4月から施行する予定であり、生活保護等行政担当者と社会福祉協議会との打ち合わせや、今現在本貸付制度の対象となっております被保護者に対して説明を行うなど準備を進めているところであります。

また、平成19年4月以降の対象者につきましては、生活保護申請と同時に社会福祉協議会に貸付制度の申し込みをする予定ですが、決定するまでに約2カ月間の期間を要するため、先に生

活保護の要否判定を行い、生活保護が必要と判断された際は速やかに生活保護を開始し、その後社会福祉協議会の貸付制度の決定を待って移行したいと考えております。

次に、債務不履行になった際の補償問題についてお答えします。この新貸付制度につきましては、不動産鑑定士の鑑定した土地の評価額が全国一律に500万円、これは実勢価格の7割程度の評価がありますが、これ以上の居住用の家、土地を保有する被保護者を対象としており、全国で約5,000件、県内で約170件、当市において現在1件が該当となっている状況にあります。

貸し付けの決定は、県社会福祉協議会で行うことになっており、その際連帯保証人を必要としないこと、また競売が成立せず不動産が売れ残ってしまった場合、または元本割れの場合も債務不履行とならないため、補償問題につきましては検討を要しないこととなっております。4月からの導入に向け、社会福祉協議会との連携を図りながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、農政と地域振興へのでこ入れ対策についてのご質問にお答えいたします。まず、認定農業者制度への取り組みはその後どうなっているのかについてであります。認定農業者制度につきましては、むつ市議会第189回定例会において東健而議員並びに鎌田ちよ子議員から、また第190回定例会では柴田峯生議員から質問をいただき、この中で認定農業者数を95名、集落営農組織はないと答弁いたしておりますが、本年2月末でその内容に変更はございません。現在認定農業者につきましては、新規4人及び5年間の認定期間が満了となった3人の再認定と合わせて7人の方々の経営改善計画を策定中であり、また集落営農組織につきましては、転作集団や平成19年度から実施を予定しております農地・水・環境保全向上支援事業の

実施集落等に対し、引き続き啓蒙活動を実施し、認定農業者や集落営農組織の掘り起こしに努めてまいりたいと考えておるところであります。

第2点目は、農業振興計画と展望についてであります。我が国の農業は担い手確保対策のほか、米を初めとする受給バランスの問題や世界貿易機関農業交渉、また日豪自由貿易協定など、多くの課題を抱えており、特に日豪自由貿易協定の行方は我が国農業の存亡にかかわる問題として議論されておるところであります。このような状況の中で、本市の農業は耕作放棄地の拡大傾向や農業従事者の高齢化など、農業生産構造の脆弱化が進み、担い手をどのように育てていくかが課題とされておりますが、最近ではレタス、キャベツなどの高原野菜と肉牛の複合経営、「一球入魂かぼちゃ」、夏秋イチゴ「ペチカ」等新たな作物への取り組みと成果が注目されるようになってきたところあります。市では、平成18年2月、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定し、農地流動化と担い手の育成に関する基本的な考え方と目標となる経営指標を示し、さらには株式会社等の農業への参入を可能とする農地の確保のための賃貸借等についても方向を示したところあります。これまで本市を含めた下北地域の農業は、気象が厳しいなどの条件の悪いことが強調されがちでありましたが、逆にこの条件を利用する野平高原野菜の取り組みのように、地域性を生かした農業振興地域の方々のご意見や関係機関の指導を得ながら進めてまいりたいと存じます。

第3点目は、バイオ植物の植栽と燃料特区構想についてであります。国では平成14年12月、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定し、これに基づき各般の施策を推進しておりますが、この背景には地球温暖化防止、循環型社会の形成、農林漁業、農山漁村の活性化、産業の育成があるとされております。議員ご質問のバイオ燃料につき

ましては、アメリカ、ブラジルを初めEU、中国などの海外で大幅な生産拡大目標が掲げられ、その影響から砂糖や飼料価格の高騰が続いておるところであります。我が国では、サトウキビの主産地である沖縄県や小麦、トウモロコシ作付の多い北海道等においてバイオエタノール製造の実証試験が行われているほか、米を利用した取り組みが新潟県や岩手県で行われておりますが、食用の米の価格はキロ当たり約200円から350円であるのに対し、燃料用はガソリンや外国産エタノールとの価格競争を考えると20円にする必要があると試算されており、多収量低コストの資源作物の開発と高効率、低コストのエタノール抽出技術の開発が必要とされております。議員ご提案のとおり、将来的には未利用農地の活用等による農林業の活性化が期待される分野と思われませんが、現時点では革新的な技術開発を待たなければならない状況にあり、今後の動向など情報収集に努めながら、バイオ燃料となる植物栽培に取り組もうとする意欲のある集落営農組織の発掘、育成が不可欠と考えておるところであります。

質問の4点目は、農家の支援強化対策についてであります。本市の農業振興を図るうえで関係者、関係機関が共通の理念を持ち、指導や事業推進に当たることは必要不可欠なものと考えております。市では、市、農業委員会、農業協同組合、下北地域県民局普及指導室で構成するむつ市担い手育成総合支援会議を設置しており、この支援会議では、集落段階における将来展望と、それを担う経営体を明確にし、望ましい経営を目指す農業者やその集団、さらにその周辺の農家に対して営農診断、改善方策、農地の有効利用等の提示や必要に応じて市場関係者等の情報を伝え、農業者が主体性を持って地域農業に取り組むことができるよう指導するものであります。今後も先進事例の調査や情報の把握に努めながら、農家指導に当た

りたいと考えておるところであります。

第5点目は、新産業の誘致にトップセールスの展開をについてであります。木質バイオマスにつきましては、熱エネルギーやエタノール化によるガソリン代替エネルギーとして活用できないか、各地で実証試験等の検討が進められておるところであり、熱エネルギーとしての活用は実用段階にあるものの、エタノール化はこれからの技術革新に期待するものであり、またこれらの木質バイオマスが新産業として成り立つためには多くの課題を抱えている現状にあります。議員ご発言のトップセールスの展開につきましては、木質バイオマスに関連する企業のみならず、すべての産業について常に動向を注視し、行動を展開しているということをご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 東健而議員、今公営企業管理者からの答弁がございます。管理者が答弁をしますと、申し合わせ時間を過ぎることになりますので、答弁を受けて質問を終わりとということでご了解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。公営企業管理者。

（杉山重一公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（杉山重一） 手短にお答えいたします。

東議員の財政状況についてのご質問の6点目、繰上充用と赤字減少についてであります。質問の内容が用地造成事業会計に関することですので、私からお答えいたします。

まず、ご質問の第1点目、決算における歳入歳出不足額、いわゆる繰上充用金にかかわる利息が単年度でどのくらいか、またどのくらいの資金需要が見込まれているのかとのことですが、利息につきましては、平成18年度の決算見込額では一時借入金残高14億5,002万8,836円に對しまして、約1,695万8,000円の利息が生ずる見込みとなっております。また、利息の支払資金につきまし

ては、一般会計からの繰入金2,500万円を充当し、残額については元金の返済に充当する予定であります。

次に、2点目、繰上充用金の額がふえているのか、少なくなっているのかとのことですが、平成17年度決算における翌年度歳入繰上充用金は14億5,002万8,836円で、地方公営企業法の適用を廃止した初年度であります平成9年度に確定した額は15億5,085万9,307円でありましたので、この間1億83万471円減少させております。このように用地造成事業会計については、少しずつでも赤字額を縮小し、将来において会計の閉鎖を図る所存でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） もう申し合わせ時間を過ぎましたので、終わりたいと思っておりますので、よろしいですか。

（「では、質問を終わります」の
声あり）

○議長（宮下順一郎） ご協力ありがとうございました。

これで、東健而議員の質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（宮下順一郎） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 大畑町選出、新むつクラブの澤藤でございます。むつ市議会第191回定例会に

当たり、通告に従って一般質問をいたします。

質問に入る前に、私ごとであります。この1月に祖母が100歳の誕生日を迎え、顕彰状並びに祝金を賜りました。この間市長初め関係者の皆様方には、種々ご配慮をいただきましたことに、本人になりかわりまして心よりお礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。グローバル経済の進展と相まって、国の三位一体改革が進められ、米屋も酒屋も雑貨屋までも廃業を余儀なくされ、公共事業の激減で仕事がなく、若い人は出ていく、高齢者だけが残るといった都市と地方におけるすみ分けにより、富と労働力の首都圏への集中現象が起きています。このような状況の中で、月額4万円程度の年金から介護保険料が天引きされ、固定資産税や国民健康保険税を払っているひとり暮らし、二人暮らしの高齢世帯がふえています。中には、病気や障害を持った方、認知症の配偶者を抱えた方など、在宅介護の一部負担や通院に要する医療費、交通費などの負担をせざるを得ない厳しい状況があります。20代から50代の方でも不安定な労働環境では結婚もできず、一たん失業した方は再就職はおろか、パートの仕事もない、このままだといずれ生活保護に頼るしかないという方が数多くいます。このようにむつ下北の住民は、あすへの希望を見出せず、将来不安に苦悩しているのが現状であり、まさに国によってつくられた地域間格差であります。

国土交通省は、過疎により2,641の集落が消滅状態になるおそれがあり、このうち422の集落が10年以内に消滅する可能性があると発表しました。なるほど先ほど申し上げました高齢者世帯の状況がまさにそれを裏づけているものと思います。集落の消滅は、しかし当然のことながら、30世帯の集落が一気にゼロになるわけではありません。毎年確実に年齢が上がっていき、後期高齢者がふ

え、傷病者や障害者が発生し、転出や死亡などにより徐々にゼロに近づいていくという経過をたどるものと思料されます。

最近、頑張る地域は応援する、ないそでは振れないと県も国も言います。衆議院予算委員会でも、地方に医師が不足しているという質問に、全国的には医師がふえている、不足している問題は地域ごとに協議してもらおうという柳沢大臣の答弁がありました。裏側から見ると、頑張らないところは勝手にしろと聞こえます。市長のご苦労はお察ししますが、最も身近な行政である市がそうであってはなりません。

むつ市保健福祉計画の素案では、市民のだれもが住みなれた地域で安心した生活を送れるよう市民、事業者、行政等の役割分担を踏まえながら、保健福祉を初めとする関連施策を総合的かつ計画的に進めるとしています。もっともな理念であります。しかし、過疎化が進行していけば、集落の中で民生委員や軽度生活援助サービスの担い手がいなくなるなど新たな対応が求められるものと思いますことから、第1点目の保健福祉計画について次の点をお伺いいたします。

1、65歳以上の高齢者が50%以上の限界集落はあるのか。2、10年以内に消滅する可能性のある集落はあるのか。3、保健福祉計画がこのような集落の実情に対応できる体制を考えているのか、お伺いいたします。

次に、第2点目の財政見通しについてであります。先ほど東議員の詳しい質問がありましたので、私なりに質問をさせていただきます。

かつて政府は、景気対策のために莫大な借金と補助金で地方に公共事業を実施させました。昨今財政破綻した夕張市では、当然のこととはいいいながら、市職員が300人から140人へ、給料が30%減額、議員定数の削減、特別職の報酬減額等厳しい状況にあります。市長の責任はもとより、チェッ

ク機能を果たさなかった議会、そして議員個々の責任も厳しく問われているのであります。このことは、ひとり夕張市の問題ではなく、青森県内でも大鰐町が財政破綻の可能性について報道されたことはご案内のとおりであります。そして、御多分に漏れず、我がむつ市においても財政に関する各種の指標が危機的な状況にあるのは、これまでの議論を見ても明らかであります。財政破綻は、市民の皆さんにとってまさに日々の生活に直結する死活の問題であります。むつ市民の心配もまさにここにあります。

政府においては、強制力を持った地方財政健全化法案を閣議決定し、今国会に提案するといひます。その内容は、現行の指標に加え、水道や病院など公営企業を含む全会計の連結赤字額、毎年度の借金返済額、公社、三セクなどを合わせた連結債務残高、これらの指標の報告を義務づけ、基準を超えれば強制的に健全化団体になる、数値がさらに悪化すれば、破綻とみなして再建団体に移行するといひます。

我がむつ市では、下北医療センターが解散の方向で動いているといひますが、解散した場合、病院の赤字が当市財政にどのような影響を及ぼすのか、合併特例債が財政にどの程度の影響を及ぼすのか、一般論として1億円の事業を実施するに当たって特例債を起こした場合、起債の充当率が幾らになるのか、事業の開始時点で独自財源が幾らになるのか、利率は何%なのか、返済期間が何年になるのか、元利合計が幾らなのか、交付税で補てんされる割合と金額は幾らか、市の独自財源は幾らになるのか、債務の実態はどうなのか、以上をお尋ねいたします。

次に、猿対策についてであります。これまで何度か質問をさせていただきました。それ以来市の職員が現場の畑まで出向いて被害の状況を聞き取り、追い上げの花火を置いていってくれると

農家の皆さんは感謝をしています。この件については、国も県も専門家会議の意見を尊重する余り、実効性のある対策がとられていないとの思いがあります。まさか下北の人々を猿と同列に考えているのではないかと疑念さえ抱きます。ぜひヒト科ホモサピエンスの専門家もメンバーに加えていただきたい。この辺は、市長も私と同じ思いなのではないかと思ひます。

担当の方々の努力が実って、3月13日から文化庁の調査官が現地視察においでになったようであります。調査官は、問題が複雑で、総合的取り組みが必要、すみ分けができるようにしなければならないと述べたと報道されました。実態を見れば、理解が深まり、対応も具体的になるものです。しかし、役所というものは、いわゆる専門家など抵抗勢力に弱いものであります。下北半島に生息するニホンザルの学術的な地位を理解しつつも、猿が地域住民に被害を与えないことを基本理念として無主物扱いとされている猿の管理責任の明確化と適正な保護管理、抜本的な被害対策を講じるよう県、国に求めていくべきであります。

旧大畑町の赤川地区は、大畑で最も早くから猿の被害を受けてきた地域であります。平成16年ころから2頭の犬を連れて、猿、カモシカ、クマなど有害獣の森への追い上げをして、平成18年はこの地域でほとんど被害が発生していません。この追い上げボランティアの方には、何人もの近所の方が野菜を届けてくれるといひます。この犬は、血統書つきの軍用犬でも猟犬でもなく、だれかが捨てた子犬、1歳未満で雑種の中型犬のようではありますが、それでも飼い主の命令で忠実に使命を果たしているようであります。しかし、幾つかの問題もあります。それは、追い上げという目的を果たした後、犬を命令に従って引き返させることができず、1日くらい帰ってこないことがある。これは、キジやノウサギなど、野生動物への被害

が懸念されます。追い上げられた猿が木の上に逃げてしまえば、犬は手が出せなくなる。犬を飼うにはえさ代などの費用がかかるということであり、このようなことから、次の項目についてお尋ねいたします。

下北半島ニホンザル保護管理対策協議会が開催されたようですが、次期特定鳥獣保護管理計画に向けた方向性はどうか。保護基準の緩和の可能性はどうか。これまで、あるいは今後予定している農業被害対策について、犬による追い上げ体制の整備については雑種犬でもいいから子犬を確保して訓練を施す、農家等にえさ代などの補助金をつけて犬を預託する、農地周辺の一定の樹木を伐採する、犬による追い上げとあわせてパチンコなど威嚇器具の貸し出しをするなど、これは提案であります、以上答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 澤藤議員のご質問にお答えします。

まず、本年度内に策定の予定となっておりますむつ市保健福祉計画の概要について説明を申し上げます。むつ市保健福祉計画は、市民のだれもが住みなれた地域で安心した生活を送れるよう市民、事業者、行政等の役割分担を踏まえながら、保健福祉関連の施策を総合的かつ計画的に推進するため、新市まちづくり計画に基づき関連する計画との整合性を図り策定するものであります。また、この計画は市の保健、医療、福祉の将来像と基本目標を掲げ、市民、地域社会、団体、事業者、行政等が一体となって取り組みを進めるための指針として位置づけられるものであります。

計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10力年とし、計画の基本理念として、住みなれた地域で心豊かに安心して暮らせるまちむつを掲げ

ております。この基本理念を具体化するために、各分野ごとの基本目標を五つ設定しております。

一つ目は、健康で安心して暮らせるまちづくりであります。市民の健康づくりとして健康診査や保健指導を実施し、生活習慣病対策に重点を置きながら、日常生活における健康づくりの支援と情報提供を行うとともに、安心できる保健、医療体制の構築を図ることとしております。

二つ目は、子供を安心して産み育てられるまちづくりであります。市民の多様な保育サービスの充実、子供と子育てに関する相談や援助体制の充実など、時代のニーズに合った子育て環境の整備や子育て支援の充実を図ることとしております。

三つ目は、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりであります。高齢者対策としては、介護予防に重点的に取り組むとともに、サービスを必要とする要支援、要介護認定者が多様なサービスの中から自ら選択し、決定できるよう介護サービス基盤の整備を推進します。また、高齢者の自立支援や社会参加、生きがい対策の充実を図ることとしております。

四つ目は、障害のある人が安心して暮らせるまちづくりであります。障害者自立支援法の施行により障害のある人の自立や地域生活への移行、就労の促進に向けた支援体制の整備を推進します。また、障害のある人の生活の利便と社会参加を前提とした施策を推進するとともに、住環境の整備充実を図ることとしております。

五つ目は、地域で触れ合い、支え合う心の通うまちづくりであります。市民が住みなれた地域で必要とするサービスが受けられるように事業者やボランティア、NPO法人等との連携を確立するとともに、地域の人々が中心となって援助を必要とする人の生活を見守り支援する仕組みづくりを進め、みんなで支え合う福祉コミュニティの形成を図ることとしております。

以上が保健福祉計画で掲げております基本目標であります。向後10年間に取り組むべき主要事業を各分野ごとに掲げており、その実行を期すことが基本目標の達成につながるものと考えておりますので、市民、地域社会、団体、事業者等のご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、65歳以上の高齢者が半数以上の集落、いわゆる限界集落についてのお尋ねであります。限界集落とは、平成3年に高知大学の野教授が提唱した概念と言われており、65歳以上の人口比率が50%以上で、共同体の機能維持が限界に達している状態を言うと言われております。平成19年2月28日現在の住民登録によりますと、美付地区、新田地区、二又地区、石蔵平地区、真砂町地区、安部城地区、木野部地区及び大畑赤川地区の8地区が65歳以上の高齢者が50%以上の地区となっております。しかし、真砂町地区にはグループホームがあり、安部城地区、大畑赤川地区には介護老人福祉施設がありますので、高齢者の比率のみに着目して、限界集落の概念に該当すると考えるのは適当でないと思っております。

次に、10年以内に消滅する可能性のある集落はあるのかのお尋ねであります。このことについては、いろいろな要素、例えば地域の産業の問題、担い手の問題等、行政としてできる限りの支援はするものの、おのずから限界があると考えておまして、地域住民の意思に大きく左右される部分が多く、この場でそのような議論をすべきでないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、保健福祉計画がこのような集落の実情に対応できる体制を考えているのかというお尋ねであります。むつ市保健福祉計画は、住みなれた地域で心豊かに安心して暮らせるまちを基本理念に、民間事業者、NPO法人、社会福祉協議会、

ボランティアなどが市民の支え合い活動と連携しながら、援助を必要とする方々の生活を見守り、支援体制を構築することとしております。行政の役割は、同じサービスを同じ状況の中で同じように提供することにあると考えております。したがって、どのような状況にあっても、それに向かって努力することが私の役目であろうと思っております。しかし、どのように努力しても達成できない場合もあるわけでありまして、地域住民の理解を得ながら、最善の方策を探ることも施策の方向であると考えているところであります。

次に、下北医療センターが解散した場合、それぞれの病院が抱える赤字が当市の財政にどのような影響を及ぼすのかのお尋ねであります。本題に入ります前に、このところの国の動きについて申し上げますと、現行の地方財政再建促進特別措置法にかわる新たな破綻法制の枠組みとして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案を今通常国会に上程し、会期内での成立を目指すようであります。制度の詳細については、まだ全体像が明らかになっておりませんが、いわゆる夕張ショックでクローズアップされるようになった例えば準用財政再建団体かどうかの判断を普通会計だけの赤字額をとらえて議論してきたことや、危機的状況に陥る前の早い段階で是正を促す制度がなかったこと、普通会計の赤字比率だけが基準で、特別会計や第三セクターをも包括した公債費負担等に問題があっても対象にならないなどが現行制度の問題点として指摘されております。新しい制度では、これらの反省点を整理し、健全化を判断する新たな財政指標、これを健全化判断比率とするようではありますが、この導入と、それに伴う情報開示を積極的に行いながら、比率の程度によって準用財政再建団体とまではいかない、いわゆるイエローカードの早期健全化団体と、今までの準用財政再建団体とほぼ同様の再生団体の2通りの再

生スキームで健全化を図ろうとするようでありま
す。この健全化判断比率には、現在の実質赤字比
率及び実質公債費比率に加え、各会計をすべてカ
バーする連結実質赤字比率や将来負担比率といっ
た新たな指標の導入が予定されております。ただ
し、この連結という範囲の中に一部事務組合を含
めるのかどうかが当市の財政を論ずるうえでのキ
ーポイントとなりますが、前段で申し上げました
とおり、現在のところは詳細がまだはっきりして
おりません。現時点で言えますことは、仮に財政
健全化を判断する目安が一部事務組合も含めたも
のになりますと、病院事業の累積赤字だけで約
147億5,000万円にも上りますので、再生団体は避
けられないのでありましようし、その影響は夕張
市と同様の事態を招くこととなります。

また、一部事務組合が入らないとした場合でも、
病院事業は病院事業会計として今まで以上に経営
健全化努力を求められてくることは明らかであり
ますので、最終的なツケはどうしても一般会計、
いわゆる税で負わなければならないという点で、
やはりかなりの影響が予想されることありま
す。

なお、医療センターが解散ということになりま
すと、構成するそれぞれの市町村が所在の病院を
特別会計で抱えることになり、病院事業会計も連
結の範囲の中に入りますので、再生団体という認
定は避けられないものとなります。このように新
たな破綻法制の行方によっては、当市に限らず、
全国の自治体に極めて大きな影響を与えるものと
考えておるところであります。

次に、市全体の債務の状況についてであります
が、数値が確定している平成17年度末時点で申し
上げますと、むつ市全会計における赤字額では、
一般会計が約24億9,000万円、用地造成事業会計
が約14億5,000万円で、合計約39億4,000万円とな
ります。また、長期債残高は一般会計が約360億

円、公共用地取得事業特別会計が約1億2,000万
円、下水道事業特別会計が約105億円、簡易水道
事業特別会計が約6億3,000万円、水道事業会計
が約132億7,000万円で、合計約605億2,000万円と
なっております。

なお、合併特例債事業が財政に及ぼす影響につ
いて、1億円の事業に合併特例債を起こした場合
の具体的なシミュレーションにつきましては、企
画部長から答弁させます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 澤藤議員の次期特定鳥獣保
護管理計画策定の進捗状況についてのご質問にお
答えいたします。

下北半島の二ホンザルにかかわるこの特定鳥獣
保護管理計画は、平成13年度から科学的な調査、
資料収集を行い、これらをもとに下北半島二ホン
ザル対策評価科学委員会並びに青森県野生猿保護
管理対策協議会等におきまして協議を重ね、策定
されたものでございます。この計画の期間は、平
成16年4月1日から平成19年3月31日までの3年
間となっておりますので、この3月末で計画終了
ということになるわけでありましたが、去る2月8
日、9日開催されました下北半島二ホンザル対策
評価科学委員会及び青森県野生猿保護管理対策協
議会におきまして、県当局から現行の鳥獣保護事
業計画を1年延長すると提案がなされたことに伴
い、連動いたしまして次期特定鳥獣保護管理計画
も1年延長することになったところでございま
す。

今後の計画策定スケジュールにつきましては、
新年度に入りました4月から7月ごろまで関係市
町村、関係機関及び下北半島二ホンザル対策評価
科学委員会と協議を重ね、9月ごろまでには原案
を策定し、その後11月には約30日間のパブリック
コメントを行い、来年の2月に青森県環境保全審

議会に諮問する予定としているところでございます。したがって、次の第10次鳥獣保護事業計画及び先ほど澤藤議員のご質問にありましたが、次期特定鳥獣保護管理計画は平成20年4月1日から施行される予定となっているところでございます。

次期計画では、農作物被害を与えている猿の捕獲や猿保護地域などの設定、人と猿との共生を前提とした長期的な保護管理計画がある程度恒久的なものになるよう強く求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

二つ目の農業被害対策についてであります。この3月13日、ちょうどきょうから1週間前のことでございますが、文化庁文化財部天然記念物課の桂主任調査官が来庁いたしまして、杉山市長を表敬訪問した際に、市長から要望事項といたしまして、国による猿と人との共生を図るための基本的な調査を実施していただきたいこと、二つ目といたしましては、文化財としての生息域指定エリアの縮小、3点目としまして、農作物被害補償と猿被害防止対策経費の国の支援態勢の確立、4点目といたしましては、ニホンカモシカによる農作物被害防止対策の国の支援態勢の確立のこの4項目につきまして要望したところでございます。

当面の対応といたしましては、脇野沢地区、川内町蛸崎地区におきましては、野猿監視員の配置により遊動域における早期発見と集落外への追い上げ、電気さくの維持管理により被害の防止を図ってまいりたいと考えております。

大畑地区につきましては、週3回の野猿監視員の配置によりまして、被害の防止に努めるほか、県によるクマ、猿、農作物被害緊急対策事業の中で京都大学霊長類研究所の室山博士により開発されました京大式電気柵を二枚橋小学校付近の耕作地に約150メートルを設置し、実証実験をすることとしております。

次に、モンキードッグ導入による追い上げについてのお尋ねでございますが、平成17年に全国で初めて長野県の北西部にある大町市、人口約3万1,000人のところでございますが、猿を追い払うように訓練された犬、モンキードッグを導入し、その結果、試験した地区での被害は全くなかったと伺っております。

このモンキードッグの訓練の事例であります。これは農家で飼っている犬3匹を長野県警察犬訓練所に5カ月間委託するもので、訓練費用は1匹当たり1カ月5万2,500円で、1週間に1回は飼い主の方も一緒に訓練に参加しなければならないということでございます。そのほかのところでは、秋田県、仙台市、釜石市、群馬県沼田市などでも取り組んでいるとの情報を得ているところでございます。

今後の課題といたしましては、犬の係留を解く、すなわち犬を野山に放すことになるわけですが、これに関係する規制、青森県動物愛護及び管理に関する条例などに抵触しないのかどうかの問題も残っているところでございます。現在青森県では、農場及び牧場における監視の場合のみ犬の係留が免除されることになっているところでございます。このシステムを導入するに当たりましては、クリアしなければならない諸問題がさまざまあるわけでございますが、今後青森県や関係機関とも相談しながら、本市としてもモンキードッグ活用ができないかどうかを検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまの澤藤議員の質問にお答えいたします。

合併特例債につきましては、これまでもたびたび、また先ほどもかなり詳しいご説明を申し上げておりますので、実際ご提示なされました1億円というモデル事業について、簡単にご説明いたし

たいと思います。

まず、1億円の事業を実施するに当たっての特例債を起こした場合ということですが、起債の充当率は決められておまして、これは95%でございます。このときの事業の開始時点で自主財源が幾らかということですが、これは5%分の500万円ということになります。利率は何%になりますかということですが、これは今現在ですけれども、5年利率の見直し方式で1.320%、これは縁故資金の場合でございます、あくまでも相手金融機関との交渉によると。この財源は、政府のお金は使えませんので、あくまでも縁故債ということになっております。

それから、返済期間は何年かということですが、これは充当する事業により若干変わりますが、例えば消防用の設備、それから災害復旧事業等によりますと約10年、それから漁港や道路、河川整備、これは長期にわたるもので20年というように決まっております。決まっておりますというよりも、大体そういう運用がされているということでございます。元利合計は、今の利率で計算しますと、10年間で約1億263万9,000円、それから20年のもので約1億955万6,000円となります。交付税で補てんされる割合と金額ということですが、算入率が70%で、10年物で約7,184万7,000円、20年で7,668万9,000円、これに対して市の独自財源は、10年物で3,079万2,000円、20年で3,286万7,000円、これは10年間と、それから20年間ということ、毎年これを割り算しますと、大体毎年の負担が出てきます。中身は、元金均等償還でございますので、この割った分の負担が毎年の市の財源に影響を与えるということになります。なお、地方交付税につきましては、そのまま充当されると考えてのことですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それから、この試算は5年利率見直し方式で6

年目以降は銀行との相談で見直しされます。そのとき大体見直しされますので、実際の元利償還額は必ずしもこのとおりとはいかないということでご理解いただきたいと思います。

以上、簡単でございますけれども、ご説明いたします。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 保健福祉計画ですけれども、この計画は包括的な上位計画だということですから、細かくは言いませんが、福祉の原則は自助、互助、扶助であります。このままでいくと、自助も互助もできなくなる集落が出てくる。それでは扶助かという、またそうでない。要は、このように縮小から消滅に向かう状況をどうやってカバーするかと私は思うのです。そして、この福祉の担い手をどう確保して市民の皆さんの生活を安堵させるかということだと思っております。平成四、五年ころから、保健福祉ゴールドプランで措置から契約へと随分移行してきた際に、地域福祉のかなめだった社会福祉協議会の役割が縮小していったという経緯があります。それで、集落で確保できないとすれば、過疎地域の福祉の担い手をどうするのか、私は社会福祉協議会の委託事業をもっと充実して、集落の外から集落の人々と連携して密度の高いものにしていくなどの対策が必要だと思っておりますが、ここで市長の答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

社協への委託をもっと充実して集落への対応をすべきではないかというご質問でございますが、確かにおっしゃるとおり私もそのように認識をいたしております。ただ、社協への委託につきましては、いろいろと社協とも協議をしながら、特に議員がおっしゃったようなそういう集落、過疎化が進んでいる集落と申しますと失礼に当たります

けれども、そのような集落に対する福祉施策の対応ということで、これまでも協議を重ねながら委託等を進めてまいっておりますけれども、今後もその方向で協議をさらに重ねまして、適正な福祉サービスの向上に努めてまいりたいと、このように考えております。ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） この計画の中で、担い手としてNPOなのですけれども、これは集落の中に、例えば今冒頭でも申しました軽度福祉サービスという制度があるのです。例えば木野部、赤川地区にシルバー人材センターに加入する方がいないと。すると、この地域の中でそういうサービスを提供する、担う人がいないというような実態がまずあるわけです。このNPOに期待されるのもわかるのですけれども、ただNPOもこの中ではそういうメンバーがいないというようなことになるわけです。そうしたときに、やはり社会福祉協議会には当然のことながら、人件費を含む補助金が入っていますので、市の負担がふえる可能性はあります。だけれども、やはり離れた地域の集落の方々を支えていくという場合には、どうしてもやはりこの福祉協議会の役割が再度重要になると私は考えていますので、このあたりをきちっと目配りをした、当然社会福祉協議会、他団体でありますから協議が必要になるわけでありませけれども、そのあたりをよろしく願いをいたしたいと、こう思います。これは、先ほど申しましたけれども、上位計画で理念が先に立つ計画でありますので、細かいことは申しませんが、よろしく願いを申し上げます。

次に、財政問題ですけれども、もう今の答弁聞いてわかるように、既に一般会計と用地造成事業会計を合わせた39億4,000万円ですか、これでもう既に現時点で連結決算ですと赤字団体だという

ことになろうかと思えます。さらにこれに下北医療センターの解散で市が負うべき債務が147億円というような答弁がありました。そしてまた、市のすべての債務を合わせると605億円というような答弁があったわけで、もう待ったなしの状況だと私は思います。実質的にはもう夕張市と同じ状態だというようなことは、市長も先ほどの答弁で話されましたので、これはこれといたします。

そして、合併特例債の件なのですけれども、私なりにちょっと計算してみました。合併特例債の例えば建設事業が当初返済期間が30年というぐあいに聞いていましたものですから、それで計算してみたのですけれども、起債の充当率が95%、そして初年度の一部負担が500万円、利率も2%で計算してみました。そして、元利、元金が9,500万円、そして30年で2%の利率で計算しますと1億2,439万3,000円と。交付税で補てんされる割合と金額ですけれども、これは交付税が70%補てんされると、これは8,700万円余り。そして市の独自財源、トータルで4,200万円余りというぐあいの計算になるわけですが、これでいくと、全体の交付税で措置される割合が66.5%、市の負担が33.5%と、こうなるわけで、1億円の事業を起こして30年間これを返済する場合は4,200万円の市の一般財源が必要だと。この市の負担分に元金を借り入れたとすれば、さらにこれに利子がつくというようなことになるわけで、1億円を例にとりましたけれども、これが10億円になりますとこの10倍になるわけです。ですから、当然合併特例債といえども、そしてまた後で交付税措置されるといえども、その事業の選択は非常に慎重にやらないと、そして合併協議の中で合併特例債を65億円ですか、使うというふうな申し合わせがあったようでございますけれども、そうなりますと、非常に将来の、今でさえももう破綻状態のこのむつ市の財政にさらに覆いかぶさってくるというよう

なことになるわけですので、この辺の市長の合併特例債をどの程度どう考えるのかについてのお考えをまず伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併協議会でいろんな角度からいろんな問題を検討しました。しかし、実際に合併してみますと、その合併協議会で言われたのと現実とはかなり乖離しているのではないかと。合併協議会の中で話し合われた町村部の方々の声、中心部だけがよくなって周辺は投げ捨てられるのではないかとという考え方が大分強かったのでありますが、合併してみますと、中心部は整備が進んでいるけれども、周辺部は進んでいなかった。進んでいない部分を社会資本等を整備していくとすれば、これは当然合併特例債を使わなければならないだろうという思いを私は持っています。特に道路の部分なんか、幹線道路はそれなりに整備されておりますけれども、枝線、支線になりますと随分整備ができています。側溝さえもないというような部分もあるわけでありまして、特徴的に目につくのがまず道路であります。これらを整備していくためには、有利な条件を持っている合併特例債を使うべきである。合併協議会の中で話し合われたこと、なるべく使わないようにしようというのは、これ以上借金ふやさないようにしようという極めて健全な発想でありますけれども、健全な発想が健全なまちをつくるかということ、必ずしもそうではないだろうと。多少は無理をしても、社会資本をもっと整備していくべきではないのかという思いは持っております。この整備するべきだ、借金するべきでない、このはざままで私どもの考えは今少し揺れ動いているというのが今日の状況でありますので、それぞれを議会と十分相談しながら決断をしていかなければならない問題になってくようと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 確かにこの旧市と旧町村の間のインフラの差というのはあります。ですから、道路、側溝、本当に基本的な事業については、私は否定するものではありません。ただ、あえて言わせていただきますと、まさに庁舎の問題なのです。この10億円、本当に不要不急といいますが、そうした問題が……市民の生活道路、これはもう当然私は選択して、それこそ有利な合併特例債を使うべきだと思うのです。ただ、その際にしてもやはりこの優先順位といいますが、そうしたものを重々吟味しながらやっていただきたいと、やるべきだと、このように思います。

それから、むつ市の現在の職員数が何人で、類似団体の平均的な人数が何人なのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 職員数の質問にお答えいたします。

まず、条例上の定数で申し上げますと、733名が定数上の職員数になってございます。それが平成18年4月1日現在では701人でございました。これは、平成19年3月31日で定年退職あるいは勤奨等で退職いたしますので、その701人が平成19年4月1日では683名となります。それで、先ほど類似団体の質問がありました。この類似団体は、80団体ございまして、この定義を若干申し上げたいと思います。人口が5万人以上で10万人未満、それから産業構造2次、3次が95%未満、かつ3次が55%以上の団体ということで80団体でございます。この類似団体には、行政区域の広さなど特殊事情は加味されておりません。それで、平成18年の4月現在で申し上げますと、80団体のうちむつ市は52番目となっております。詳細に申し上げますと、住民基本台帳人口の6万6,731人からいきますと605人、それで1万人当たりが90.66となっております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） この一般会計の教育関係を含む職員数でもう一度お答えいただきたいのです。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 全体で593名となっております。その中に教育関係は104名となっております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 合併協議のときに職員は補充しないというような方針があったようであります。そして、私の調べでは、教育関係を含む一般会計全体でむつ市の平成18年4月1日現在の職員数は605人、そして類似団体の平均的な職員数が576人というような数字が確認されたわけです。それで、この合併協議の際の財政健全化効果の最も期待される人件費について、いわゆる職員の不補充、これはもう予算審査特別委員会の質疑の中で2年間の退職者が72人、そして新規採用がことしは12人、昨年度は15人ということで明らかになってきたわけですが、これやはり今後も採用をしていくのかということが一つと、なぜ採用するのかと。それから、臨時職員の数が現在幾らなのかについてお尋ねをいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 退職職員不補充という考え方は、基本的には揺らいでいません。しかし、組織の活力を保つために若い職員も採用し、職場の訓練を受けていくということをしておく必要があるという認識も持っておりますので、大体退職する職員の3分の1程度の新採用職員を採っているという状況であります。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 臨時職員のお尋ねがありましたけれども、ちょっと資料をここに持ち合わ

せておりません。後日お答えいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 今市長の答弁いただいたわけですが、人事の活力、人事構成のバランスということでしょうか。しかし、夕張市の例を見ますと、半分以下になったわけですね。夕張市がそれだけ多かったということなのでしょうけれども、そしてまた類似団体の数を達成すれば、それでいいというような考えもおありでしょう。しかし、本当に今のむつ市の状況がどうだったのか、そして国が例えば交付税措置をずっとしてくれるのだろうか。例えば合併特例債にしても、あと30年です。この中であと30年生きている人何人いるのでしょうか。そういう昔はやっぱり親方日の丸だったのです。小泉さんのおかげで、小泉革命のおかげで、今親方火の車なのです。だから、こういう状況の中でもなお職員組織の活力とか、あるいは年齢構成のバランスとかというようなことを言ってられる、そういう状況なのかどうか。そして、平成20年度も採用するのかについて市長のお考えをお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） あと七、八年は、退職職員の数に一定の割合、割合は一定ではありませんけれども、大体今の基準ぐらいの数で減っていきます。退職職員数は、大体同じであります。おおむね100人程度減るだろうという見通しでこの採用計画もつくっております。その中で、その3分の1を補充していくという方針をとっておるわけでありまして、少ない人数で有効なサービスをするというテーマは変えておりません。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 私合併してみているのは、市長の博識、そして先見性、行政手腕です。そしてまた市長が、私のスタッフと常々自負をさ

れる職員の皆さんの資質の高さ、しかしかに優秀なスタッフがいても、自分の身を切るというのはなかなかできないのです。特に市民の圧倒的な支持を得て長期政権にある場合は、そうなのだと思うのです。もし市長に弱点があるとすれば、まさにここだと思うのです。先般、先輩の慶長議員の行政評価システムについての質問がありました。説得力のあるすばらしい提案で感動いたしました。その答弁も、前向きに進めていくということとございました。これはぜひ、役所用語ですけれども、可及的速やかにやっていただきたい。

今のような危機的な状況で行財政の健全化は、やはりやり過ぎるということはないと思うのです。先般五所川原市が行財政の健全化のために総務省に対してキャリア官僚の派遣を要請すると新聞報道されました。初当選の首長の方がよくとられる手法です。五所川原市にどのような事情があるか私はわかりませんが、しかしここはむつ市長としても初心に立ち返って国に職員の派遣を要請すべきだと私は思いますけれども、どのように思いますか、ご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 国から職員を派遣してもらう必要性が生じたら要請します。

○議長（宮下順一郎） 澤藤議員、時間でございませぬけれども、よろしいですか。

○14番（澤藤一雄） 終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

午後 零時 16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

半田義秋議員

○議長（宮下順一郎） 次は、半田義秋議員の登壇を求めます。56番半田義秋議員。

（56番 半田義秋議員登壇）

○56番（半田義秋） むつ市議会の平成会会派に属する川内選出議員の半田です。約1年ぶりの一般質問となりますので、少々緊張しております。

平成17年3月に合併してからちょうど2年になりました。ようやく住民の頭の片隅に我々はむつ市民なのということが芽生え始めましたが、それが一体感をなすのはまだまだずっと先のことでしょう。むつ市議会第191回定例会に臨み、通告に従い4項目7点について質問いたします。

まず、第1項目め、中間貯蔵施設に関することについて質問いたします。2月18日付の新聞に東京電力の原発不正が大々的に記載されました。東京電力では、2002年の原発トラブルの後、不正を洗い出すため、正直に申告した社員の責任を厳しく追及しないといういわゆる太陽政策をとりましたが、その結果、1985年に福島第2原発、1992年には柏崎刈羽原発で起こった不正が次々と発覚し、国の規制当局である原子力安全・保安院もあきれ顔をしたと記載されていたのです。東京電力といえば、我がむつ市に建設される中間貯蔵施設の施工主、リサイクル燃料貯蔵株式会社の大株主であります。幾ら会社が違おうといっても、それは通用しないでしょう。そのような会社の社風に不安を感じるのは私一人ではないはずで、そこで、市長の見解を求めます。

2点目の中間貯蔵施設にかかわる事故防止策は大丈夫なのかどうかお尋ねします。建設することが決定し、また東京電力からもいろいろな面で協力してもらっていますから、私は今さら反対はいたしません。むしろお互いに共存共栄ができればいいなと思っております。しかしながら、このよ

うな事故隠しや不正が暴かれると、安全性は本当に大丈夫なのか、我々が今まで説明を受けてきた安全性はどの程度のだろうという不安がわき上がってまいります。カスクの運搬時や耐震性、環境アセスなど、いま一度確かめる必要があるのではないのでしょうか、市長の考えを求めます。

続いて第2項目め、各分庁舎の所長のあり方について質問いたします。これに関しては、他の議員もご質問されておりますが、再度私から質問させていただきます。それはなぜかということ、分庁舎所長の権限の余りの低さに驚愕したからです。市長が分庁舎所長に任命するくらいの人物ですから、かなりの知識と見識を備えた有能な人物だと思いますが、その権限といったら分庁舎の課長級の出張命令と職員の年次休暇の承認が主な仕事だということではありませんか。縦割り行政ということで、職員の指揮命令権は、その職員の属する部課長にあり、地域発展のための立案もできず、職員であるがゆえに旧町村の代表として各行事にも出席することができません。分庁舎所長とは名ばかりで、まるで飼育殺しに等しいのです。年収1,000万円クラスのこのような人をこのようにしておくのは市の大きな損失と言わざるを得ません。それならいっそのこと、区長制度を設けて民間人の登用を図った方が経費も安く済むし、この地区の長として、各行事にも参画できると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

3番目の項目に入ります。市の財政について質問いたします。市の財政についてと申しましても、私は財政の再建やその状況について質問する気はございません。そのことは、ほかの有能な議員にお任せしまして、私は当市の一般会計、特別会計以外の資金の実態についてお尋ねします。いわゆる裏金です。裏口入学、人生の裏街道、裏切り者など、裏のつく言葉は非常にイメージが悪い。しかしながら、裏の字の名誉のために言っておきま

すけれども、裏方さんとか人生の裏話とか、いい意味で使われていることも確かです。

余談はさておき、大阪府、長崎県、京都市など裏金問題が各地で起き、処分者も大勢出ました。今、日本で一番の有名人、宮崎県の東国原知事が職員に開口一番聞いたのが、「宮崎県には裏金がないのか。あったらすぐ申し出てください。罪を軽くしましょう」ということでした。そこで市長にお尋ねします。「我がむつ市には裏金はありません。それについてはしかるべき調査をしました」と言い切れるかどうか、明快な答弁を求めます。

最後の通告になります。まず、4項目めの1点目、川内地区、通称田野沢の坂、ゆとりの駐車帯付近の海岸は、約500メートルにわたって護岸堤がありません。したがって、満潮時のしけのときには海岸が激しく波に洗われ、浸食が著しいのです。このまま放っておくと、いずれは道路そのものが崩落するおそれがあるのです。今は、農道ができ、陸の孤島になることはないが、国道であり、西通り住民8,000人の生活道路です。早急に何らかの対策が必要と思われるが、理事者側の対応をお伺いします。

4項目の2点目、これは川内地区、宿野部小学校下の海岸でございますけれども、そこはしけになると潮水をかぶり、家の屋根や壁が腐敗すると住民が困っております。これは、旧川内町議会でも三、四人の議員が質問しました。でも一向に改善されておりません。ひとつ市長におかれましては、その現場を職員に見させて、速急な対策を求めます。

以上、4項目7点につきまして壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 半田議員のご質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設についての1点目、東京電力のデータ捏造や隠ぺい等について、そのよって来るところが東京電力の社風にあるのではないかという指摘について市長はどう考えるかとのご質問であります。この問題は、昨年秋の中国電力の発電施設でデータ改ざんが見つかったことに端を発しておりますが、東京電力が3月1日に経済産業省原子力安全・保安院に提出した報告では、1月末の報告分とあわせると、原子力発電所に係る法定検査に絡む不正が延べ200件ほどあったというものであります。今回発覚した不正は、その大半が平成14年の原子炉格納容器の漏洩率検査のデータ改ざん等による原子力不祥事以前の過去のものであったとはいえ、事業者と地域住民との信頼関係を損なう可能性があり、まことに遺憾に思っております。

しかしながら、平成14年の調査が十分ではなかったと言わざるを得ない反面、今回の調査ではそのときに見つけられなかった不正を新たに見つけたことは、意識面におけるしない風土と、仕組み面におけるさせない風土を本物にしようという強い意思が出ているとも受け取ることができます。

電気事業は、我々の生活に欠かすことのできないライフラインの根幹をなすものでありますので、今回の不祥事については東京電力の副社長も、あしき社風がまだ残っているようであれば払拭しなければならぬと謙虚に反省しているようですので、この際うみを出し切ったうえで地域との新たな信頼関係の構築を目指して努力していただきたいと考えております。

また、リサイクル燃料貯蔵株式会社には、地域に根を張った会社として、地域住民との信頼関係の構築に力を注いでいただいておりますが、これまでの東京電力の苦い経験をむだにすることなく、今後とも情報の透明性を重視して、事業に

取り組んでいただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、東京電力が親会社となって行おうとしている中間貯蔵施設についても、安全であるという説明ばかりで事故対策等は本当に大丈夫なのかのご質問であります。半田議員も一昨年の日本原子力発電東海第二発電所の視察に参加されたということでもありますので、中間貯蔵施設の施設概要、使用済燃料を入れるキャスクの安全機能等についてはご理解をいただいているところと思いますが、中間貯蔵施設において想定されるトラブルの一例としては、キャスクの閉じ込め機能に異常が発生した場合の措置であろうかと思っております。

リサイクル燃料貯蔵株式会社によれば、キャスクは二重ぶた構造になっておりますが、内側の1次ぶたと外側の2次ぶたの間の圧力を常時監視しており、この圧力が低下すれば、1次ぶたか2次ぶたに漏れがあることが予想されます。2次ぶたについては、気密漏洩検査を実施し、2次ぶた側に漏れがあると判断された場合は、施設内でガスケットを交換して安全性を確認したうえで貯蔵を継続していくこととなります。また、1次ぶた側に漏洩があると判断された場合には、3次ぶたの取り付け、あるいは2次ぶたを溶接して閉じ込め機能の健全性を確認したうえでキャスクのふたの開放ができる設備を備えた原子力発電所等へ搬出し、適切な措置を実施すると伺っております。また、施設やキャスク等については、国の安全審査指針に基づいて厳しく審査されますので、安全性については十分確保されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、各分庁舎所長のあり方についてのご質問であります。一つ目の所長の権限のあり方についてと、二つ目の民間人の区長制度の導入の考えはないかというご質問に、考え方が関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

平成17年3月の合併から丸2年が経過いたしました。施政方針の中でも述べましたが、合併してよかったかどうかという判断は後生の人に譲るとして、今はまだ合併の土台づくりの段階でありますし、分庁舎を含めた組織のあり方についても模索している途上であるということをご理解いただきたいと考えております。県内一の面積を有する自治体として、各地域の住民自治をできるだけ確保し、かつ市全体を一体として均衡を図って発展させていくことは合併の大前提であり、当然なされるべきことでありましようが、その実践は非常に難しいことでありますし、時間のかかる作業であろうと考えているところであります。

合併協議の中で当市は分庁舎制を採用していく道を選択いたしました。その折、合併特例区や合併時の特例による地域自治区を活用するか否かという問題も協議されましたが、新市として地域住民の利便性を考慮し、これまでどおり旧市町村内である程度の政策決定をし、地域の福祉を推し進めていく必要があるとの判断から、連絡所と支所の間にあるような分庁舎という制度をとったわけでありますので、現時点で再び地域自治区を設けるという考えは持ち合わせておりません。今は、合併時選択した分庁舎制度をより充実したものとしていくことが肝要であろうと考えているところであります。

これまで何度か議会答弁でも述べておりますように、合併後ある程度の時間を置いて分庁舎組織のあり方も含めた組織機構の見直しが必要であろうと考えておりますし、その時期は近づきつつあるとの認識を持っております。各分庁舎の所長に関しましては、分庁舎の各課長を地域的視点から統括する重要な立場でありますので、平成18年度に部長級に統一いたしました。専決的な権限は本庁の部長との関係上、まだ伴っていない部分もあります。その点につきましても、組織機構の見

直しの中で地域の特性を生かした施策の立案、実行という面で所長の権限を拡大させる方向も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次は、市の財政一般についてのお尋ねであります。昨年から地方公共団体の裏金に関する不祥事の発覚、その責任問題等がマスメディアで報じられ、全国に大きな波紋を投げかけております。一例を申し上げますと、物品調達に関連した不適切な事務処理により裏金づくりが行われたことが実態のようであります。本市におきましては、予算の執行について法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているところでありまして、そのような裏金づくりのような実態がないことをご報告しておきたいと思っております。

次に、災害防止策についてのご質問にお答えいたします。まず、第1点目の国道338号、通称田野沢坂の浸食対策についてであります。ご指摘の袋川海岸は、昭和62年に延長1,750メートルが海岸保全区域に指定されており、その西の端に当たるゆとりの駐車帯付近の約300メートルについて浸食が確認されております。海岸を管理する県に対しましては、旧川内町のときから対策について要望してきておりますが、実施されないで現在に至っております。浸食されている海岸のすぐがけ上には西通り地域とむつ市内を結ぶ唯一の国道とドライバーの休憩場所であるゆとりの駐車帯があることから、これら利用者の安全を確保するため引き続き要望してまいります。

第2点目の宿野部海岸の塩害対策についてであります。当海岸は国土を保全するための浸食対策として、昭和43年から昭和50年にかけて護岸工事が行われ、昭和46年から昭和50年にかけてコンクリートブロックによる消波及び護岸を守るための根固め工事が行われております。しづきによる塩害対策については、地元からの要望を受け、県

が平成11年から平成12年にかけて沖合で波の力を抑えるため、自然石による人工の岩礁をつくる工事を幅30メートル、延長260メートルにわたり実施しておりますが、効果がまだ十分でないとの声があり、市といたしましても、さらなる対策について県にお願いしているところであります。ご承知のように、県の財政事情も非常に厳しく、思うように事業が進まない状況にありますが、引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 56番。

○56番（半田義秋） 実は、私の質問通告後に東京電力ばかりでなく東北電力、北陸電力、そしてまたきょう中部電力で立て続けに不正が発覚しました。特に北陸電力滋賀原発では、臨界事故を隠すという重大な事故の隠ぺいだったのです。私は、安全性より経済性を優先する経営の倫理が現場技術者のモラルまでむしばんだのではないかという、これは私が言っているのではないのです、申しわけありません、と言う学者もいます。国や県、そして地元の自治体に報告すると対応が煩雑になり、それを避けるために隠ぺいしたと、そのように言っているのです、市長。それについて市長は、もし仮に、恐らく今事故が起きた地元でも、それをつくる場合にはいろんな勉強をし、また安全性も報告されて、私はそこの住民が納得してつくったと、そのように思っているのです。それでもさらにこういう事故が起きると。そこで市長、今中間貯蔵施設ができるのですけれども、何かあったら地元で隠すという、こういう体質はやっぱり私はいけないことだと思うのですけれども、市長はこれに関してどう思いますか。やっぱりいけないことでしょう。いけないならいけないと言ってください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 報道により承知したのであり

ますが、沸騰水型原子力発電は32基あるそうでありますけれども、これの軽微なトラブル、報告義務のあるものとそうでないものが分かれるようでありまして、今度明らかになった件については報告の義務がないもののように受け取られるという解説記事があります。しかし、いずれにしても原子炉のような取り扱いの不確かさによってさまざまな問題が起きるようなことのトラブルについては、事故という前のトラブルでも、これは素早く地域あるいは都道府県、都はないですが、県の関係機関等に報告すべきものと私は考えます。今日の事態を受けて、これは半田議員ご指摘のように、内部告発に対する罰則は一切使わないという、そういうことが一つあります。もう一つは、今までは書類審査で過ごしていたと。ところが、書類に記載されていないこともかなりある。それで、平成14年以前の当時の原子炉運転にかかわっていた職員を呼んで話を聞くことによってその当時の状況を把握している。非常に積極的にトラブルを掌握するための努力をしていると。それを今日的に率直に発表している、情報公開をしておる、こういう中で次々と出てきているということでありますから、原子炉等の安全に関するスタンス、立ち向かい方がかつてと随分違ってきた。その中で明らかにされている事例であるということでありますから、このような事態は我々にとっては、つまり我々というのは原子力施設のあるところに隣接するあるいは近接する場所にいる者にとっては、非常に前進した対応ではないかと、そう思っておりますので、今後ともこのような立ち向かい方をしてほしいと強く期待をしているところであります。

○議長（宮下順一郎） 56番。

○56番（半田義秋） 今、後ろにもリサイクル燃料貯蔵株式会社の社員の方もいらっしゃいますし、恐らくこのラジオも聞いていると思いますので、

私は一番危険なものを扱っているのに法を守る意識や緊張感が薄い報告や、解決すべき問題を隠したり先送りする、そのような体質を改めないと、真に地元との共存共栄はできないと思います。リサイクル燃料貯蔵株式会社もそのことを常に頭に置き、安全第一に今後事業を進めていってほしいなど、そのように思っております。あさって大澤先輩議員もこの同じような質問をしますので、大澤議員は40年もやっている方ですから、私みたいなぺいぺいが言っても、その後立派にまた質問する人ですので、それはこれとしておきます。

2点目、分庁舎所長の件につきまして。分庁舎所長のことは、前にも議員が質問しましたけれども、課長には1件につき30万円未満の支払いの権限がありますよね。分庁舎所長にはないのです。今度から所長と言わせていただきます。所長にはないのです。ないと等しいのです。それに人事異動に関しては、これは当然市長が権限を持っているわけではありますが、異動に関してはいろいろとヒアリングをしますよね。恐らく部長たちも課長に聞いて、どうする、こうすると。私は、恐らくそれで、よし、今度はこっちへ配置しようかとかというヒアリングをするらしいのだけれども、所長にはただそれを承認するだけの権限だということなのですよね。それについて、市長、何か、いや、そうでない、違うのだというのがありますか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） お尋ねは、人事全般にわたるうちの分庁舎についてのご質問であります。人事についてはあくまでも最終決定者は私であります。私というよりも市長であります。でありますから、どのような判断をするかは、市長職にゆだねられているということでもあります。今私がとっております方を若干申し上げますと、まず課長が課内の状況を取りまとめ部長に報告します。部長がそれを部内の状況をまとめて総務部長のとこ

ろに集約します。そして、それをもとにいわゆる三役、市長、助役、収入役、それに総務部長、総務課長を加えて状況判断を深めていきます。分庁舎についても同じような仕組みをとっております。その中で出てきた結論で人事配置をするということでもあります。これで十分かと言われると、必ずしも十分であるとは言いがたいのであります。特に合併によって個々の個性、あるいは持っている能力の掌握がまだ十分になされておられませんので、人事交流をより一層深めることによってそれぞれの職員が持っている能力をそれなりに見きわめをして適切な配置をする必要があると今感じておりますが、その中で本庁舎の人事であり、分庁舎の人事になっていくと。2回目の人事異動、間もなく発令します。まだまだ検討が深まっていない部分もあろうかと思いますが、どうぞ今度の人事を議員の目でごらんになって、後でご感想を伺わせていただければと思っております。

○議長（宮下順一郎） 56番。

○56番（半田義秋） 市長、私は何も人事が悪いとかいいとか言っているのではないです。ただ、所長にヒアリングに参加してもらえないということを行っているだけでして、別に今の人事がどうかこうとか私は毛頭言う気はございません。市長は、区長制度はもうしないのだという考えですので、これ以上はあえて申しませんが、最後にそこにいる3人の分庁舎所長の名誉のために言っておきますけれども、私は一切3人の分庁舎所長のだれからも相談を受けたこともないし、質問してくれと相談されたこともございませんので、これは念のために言っておきます。

それで、次の質問にいきます。今市長が言ったとおり、裏金等は需用費を必要以上に計上されて、軽微な架空の工事をあたかもしたように見せかけて金をストックすると、そういうことから起こるものであります。これは監査、私も監査経験あ

りますけれども、監査にしてもなかなか発見しにくいものなのです。そこで、市長はないと断言しましたけれども、これについて調査命令しましたですか、それを一つ。調べてみると調査の命令を出しましたか。それとも、頭からもうないと信じていたのですか。もうそういうことは言っていないか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 私から答弁していいのか、ちょっと迷いましたけれども、ないものは調査しようがございません。

○議長（宮下順一郎） 56番。

○56番（半田義秋） 市長、このくらい新聞をにぎわせているので、市長が、おいおい、おらほにこういうのいいのかという、ちょっと調べてみるやとかということ、そういうことを部長方に言ったことはあるのですか。ないでしょう。もう信じてそういう必要はないと、そう言うのですか。それならそれでいいです、そう言ってください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 常々いわゆる法令遵守ということについては、強く指示をしておりますので、それぞれのランクにおいて、例えば係長レベル、課長レベル、次長レベル、部長レベルできつく対応していると私は信頼を寄せております。空出張もないと今しゃべってくれと、こういう、出張旅費は今は車代だけですから、昼飯は自分の金で食うということになっておりますので、もう裏金つくる余裕が全然ないような予算の仕組みになっておるといこともあわせてご理解をいただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 56番。

○56番（半田義秋） 市長、裏金というのは、金あるなしに関係ないのです、これは。しようと思えば幾らでもできるのです。それはもういいでしょう。杉山肅の名のもとに、ないと断言しましたの

で、私も市民も信用したことでしょう。

最後は、これは重要ですので、私写真持ってきました。どのように浸食されているか。こうなのです。このくらいです。これがガードレールなのです。もう間もなくなのです、崩壊するのは。このくらい進んでいるのです。そして、このまた砂が非常に……

○議長（宮下順一郎） 半田議員、あくまでも口頭で、会議録も「この砂」と言われてもわかりませんので、そういうふうなところで配慮して発言を続けてください。どうぞ。

○56番（半田義秋） これは、「礫混じり粘土質砂」というのです。なぜ私が知っているかという、私は地質調査技師の免許を持っているのです。これは、捏造ではありませんからね。本物ですから。だから私はわかるのです。これは、非常に水にもろいのです。だから、波に洗われると、これは間もなくいきます、今でもこれはもう崩れているのですから。それで、前に旧川内町議会で質問したら、ここに5万年前の埋没林があるということで県からストップがかかったと。そういう意味で工事はできないのだという答弁をもらいましたけれども、それから3年、何らその埋没林も調査するものでもない、研究するものでもない、ただいたずらに3年間が過ぎてこのような羽目になっているわけです、市長。そこで、これはもう生活道路です。国道です。速急に何らかの対応をとるようには私は県に強く働きかけてほしいのですけれども、市長、どうですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これまで県土整備事務所というセクションがありましたが、今は下北地域県民局というのに去年からなりました。土木事務所時代からなのですが、所長が1年ごとに交代していく。多分申し送りができるような状況ではなかったのではないかと思うのです。半田議員ご指摘の

ように、今人事異動が内示されておりますので、交代が落ちついたところに建設部長等を地元の事務所にもまず派遣して、強く申し入れをさせるようにいたします。

○議長（宮下順一郎） 56番。

○56番（半田義秋） ひとつよろしくをお願いします。

最後の宿野部の塩害について質問します。確かに市長が言ったとおり、平成11年から12年にかけて、自然石による人工リーフが施されたと。それは、波の力を抑えるためにやったわけでございます。それから、昭和43年から昭和50年にかけて直立式の護岸工事、これも行われております。それでも潮水が、しぶきが飛んでくる。これ工事の失敗かどうかわかりませんが、もう私で4人目です、この質問をするのは、いかに宿野部地区の人が、これで頭を悩ませているか。私も行って話を聞いて、本当にもう大変なのです。そこで、せっかくつくった屋根、せっかくつくった家庭菜園がもうパアになるとか、屋根がすぐ腐るとか、壁がすぐ悪くなるとか、そういう害が今現に出ています。そこで私も、これはどうにかこうにか、部長でもよろしいですし、ひとつお願いできませんか、部長。部長、答弁してください。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） ただいまご質問のありました宿野部海岸の浸食でございますけれども、住宅に近い方で浸食が進んでいるというふうなことで、自然石を利用した消波堤約45メートル、平成18年度の繰り越し予算、まず一千数百万円今予算がありますけれども、それを充当いたしまして、約45メートルやってみたいという県からのお話を伺っております。それは、ことしの6月ごろ完成するというところでございますけれども、私どもも県の単独事業ということで約100メートルほど要望しています。現在のこの工事を見て、またさらに先ほど市長も答弁で、引き続き強く要望してま

いるということをお話ししました。私どももそれを踏まえて、引き続き下北地域県民局の地域整備部の方に強く要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 56番。

○56番（半田義秋） 今部長が言ったとおり、確かに40メートルぐらい、今工事が進んでいます。それは、浸食を防ぐための方の工事でありまして、しぶきを抑える方の工事ではないのです。浸食の方も進んでいるので、それはこれからも引き続きやってくれるのでしょうか。それはそれとして、しぶきの方もひとつよろしく対策の方をお願いしたいと思っております。

それで、市長、我々議員の役目は、行政側のチェック機能もさることながら、自分の考えを行政側にやってもらうこと、我々議員には予算権は一切ありませんから。それから地域住民の声や要望を理事者側に届けることだと私は思っておりますので、ひとつ杉山肅様をお願いします。どうかこの最後の方の住民の声を、切なる声を聞いて、部長に、県の方に強く働きかけてほしいなど、そのように思って質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、半田義秋議員の質問を終わります。

2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（宮下順一郎） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。43番目時睦男議員。

（43番 目時睦男議員登壇）

○43番（目時睦男） むつ市議会大畑クラブ会派の目時睦男であります。むつ市議会第191回定例会に当たり通告に従い一般質問をいたします。市長初め理事者におかれましては、公正公平で市民本位の市政確立の観点からの質問をいたしますので、真摯に受けとめ、誠意ある答弁をご期待申し上げます。

地球温暖化の影響でしょうか、北国下北においても、ことしの冬はこれまで経験したことがない異常とも思える暖冬少雪の気候から、しのぎやすい日々であります。一方自然環境のもとで生業を営んでいる漁業者、農業者の方々には不漁不作を懸念する声も聞かれ、改めて自然の大切さを痛感しつつ、豊漁豊作を願うばかりであります。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、あすは春彼岸の中日、いよいよ春本番を迎える時節とともに、若者にとっては別れ、出会い、旅立ちの卒業、入学、就職シーズンでもあります。このような中、本市は合併以来ちょうど満2年を迎え、私どもの在任特例任期もあと7カ月を残すまでとなりました。しかし、この間、市民の暮らしや生活が楽になるどころか、雇用や医療、教育や福祉、介護など、生活に直結する課題に対し、国や行政の光が当てられず、不安や不信が増幅しているのが現状であります。私は、地方自治の基本は、市民参加、市民本位の行政運営であり、またそうあらなければならないと思っております。そのような観点から、次の課題について質問いたします。

質問の最初は、雇用対策についてであります。第1点目は、日本経済は戦後最長のいざなぎ景気を抜く拡大を続け、大企業は過去最高の利益を生んでいます。私ども地方に住む者にとっては、そのような景気を実感するどころか、企業の減収、倒産、リストラが相次ぎ、働く者にとっては失業や所得減少に加え、一連の福祉水準切り下げにより購買力が減退し、地域経済が衰退の一途をたど

っていると言っても過言ではありません。それは、小泉内閣の構造改革により生み出された格差拡大にほかならないとの思いは疑いもない事実であり、都市と地方との地域間格差はますます拡大しておりますが、格差問題は単に所得の大小だけにかかわらず、人々からさまざまな可能性を奪い、社会不安と不満を生み出し、社会基盤が揺らいでいく深刻な問題と言わざるを得ません。

1月30日の新聞報道では、昨年12月の有効求人倍率が1.08倍となり、年間で見ても有効求人数は前年比6.1%増で4年連続で前年を上回ったと報じていますが、青森県の有効求人倍率は0.46で、沖縄県に次ぐワーストツーであり、むつハローワーク管内の統計では0.33とさらに下回っており、雇用の創出は本市にとって避けて通れない重要な課題と認識いたしますが、市長の所見を伺います。

第2点目は、市長はさきの議会で同僚議員の質問に対し、雇用を生み出すことは究極の課題であり、行政としてなすべきもの、民に期待するもの、それぞれの立場での役割分担と連携により取り組んでいくと答弁しておりますが、行政としてなすべき具体的施策をお示し願います。

第3点目は、国は平成19年度予算で地方の雇用対策として「頑張る地方応援プログラム」を政策として掲げ、3,000億円の交付金を予算化し、県は平成19年度予算で前年度を約52億円増の204億5,000万円の雇用対策費を充て、6,000人の雇用創出を見込んでいますが、これら国・県の政策に対し、本市はどのように対応し、雇用創出を図る考えかお伺いいたします。

次に、健康福祉サービスの苦情処理に関する条例制定について伺います。障害の有無や年齢にもかかわらず、自己の決定や選択に生かされ、人間らしい生活を安心して送ることができるよう、その自立を支援することは福祉の向上にとって欠かせません。介護保険制度の見直しでサービスの制

限や施設入所者へ、居住費や食費をホテルコストと称して負担が強いられるなど、利用者が受けた介護サービスが受けにくくなる状況が新たに生まれています。市民が福祉サービスを利用する際に、職員の説明が一方的だったり、専門的でわかりづらい、納得できないことに出会うことも多々あるとの声が寄せられています。福祉サービスの利用者は、高齢や病気を抱えたり、子育て中など十分に動き回れないことが多いのが実態です。また、サービスを継続的に受給する立場であるため、サービス実施期間に直接苦情を言いづらく、苦情が潜在化する傾向にあります。

こうした中で、市民の健康福祉サービスの苦情を公平、中立な第三者的立場で速やかに処理し、健康福祉施策に対する信頼性を高めることや、市民のニーズを的確に把握し、施策の展開へ役立てることなどを目的に福祉オンブズマン制度として導入する自治体が増加しています。中でも全国で初めて対象を行政福祉サービスに限らず、民間事業者が行う福祉サービスに拡大し、独立した第三者機関の福祉オンブズマンを設置している東京都多摩市の制度は先進的です。民間の保育園や介護施設などで改善マニュアルが整備されたり、教育研修が強化されるなど、福祉サービスの質の向上においても改善、是正が図られ、全国的に評価されています。

今地域でサービスを受ける市民の苦情申し立ての身近な窓口の必要性は増えています。青森県では、内湯療育園初め数所の施設で第三者による独自のオンブズマン制度を取り入れており、本市では1施設がこの制度を導入し、利用者、家族、施設側の相互理解と改善に努力しております。実はこの施設に3年前に脳内出血で障害者となった私の妻がお世話になっておりますが、利用する側の一人として、オンブズマンや施設の努力に感謝しております。苦情解決のための身近な窓口を本市

に設置することで、契約当事者である高齢者や障害者を初めとする市民の権利、利益の擁護と行政施策全体の公開性や公平性を高めることに寄与できることから、第三者機関としての市民オンブズマン制度を設置する健康福祉サービスの苦情処理に関する条例を制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後は、地域公共交通会議創設について伺います。青森県の乗り合いバス輸送人員は昭和44年の1億3,398万人をピークに、平成17年には3,233万8,000人と約30年の間にピーク時の4分の1にまで減少しています。むつ下北地域においても、平成15年度の輸送人員は324万人と70%も減少しています。県内バス事業者は、利用者減少による減収に歯どめをかけるため、不採算路線の廃止や運行回数の減便などのコスト削減や従業員の賃金引き下げなどの合理化で路線バスを維持してきているのが実態であります。しかし、利用者から見れば、運行回数の減便などで利便性が損なわれ、利用したい時間帯にバスが運行していないなどのマイナス要因が発生し、乗客離れが見られるようになったことから、事業者の経営努力として一般貸切バスの収益を路線バス維持に投入してきたにもかかわらず、国が推し進める規制緩和政策により貸切参入事業者は増加、運賃ダンピング競争を引き起こすなど、収益が悪化し、資産売却や従業員の賃金引き下げも限界に来ているのが現状であります。さらに拍車をかけているのが路線バス維持に投入されている国庫補助金、県単独補助金、市町村単独補助金が年々減額され、県単独補助金が平成18年度より廃止されているのであります。国庫補助金は、平成13年度から平成17年度までの間、東北6県で6億4,000万円の減額、四国地方で2億7,000万円の減額となっておりますが、他の地域では現状維持もしくは増額されています。現在、バス路線の約7割が補助金で維持されている実態

からして、補助金の減額や廃止がされた場合、バス事業者は採算性の低い路線からの撤退や路線の見直しを進めていかざるを得ない状況にあり、むつ下北の路線バス事業者も同様に、いや、それ以上に厳しい事態にあります。国・県は、地域のニーズに即した乗り合い輸送サービスの運行形態、サービス水準、運賃などについての協議、必要に応じた地域交通計画の策定、輸送の安全、旅客の利便確保を目的とした地域公共交通会議を設置して、地域住民の輸送サービスを市町村単位で決定することにしています。昨年10月改正の道路運送事業法により新80条に基づく自家用自動車による有償運行、福祉有償運送が保有するバスでの輸送やタクシー事業者、NPO法人でも有償での輸送が可能となり、入札制度による参入の自由化が進み、低価格での落札業者が車両の整備コスト、低賃金での乗務員の雇用、長時間労働を助長するなど、市場原理が優先され、安全運行が置き去りとなっている傾向にありますし、事故が多発し、利用者の安全安心が損なわれつつある最大の要因は規制緩和政策にあることは、2月、大阪府吹田市で発生した観光バス衝突死亡事故がそのことを物語っているのではないのでしょうか。

本市においても、国鉄民営化の際、大畑線が下北交通に営業譲渡されましたが、十数年で廃止、バス輸送に変更となったにもかかわらず、補助制度廃止の方向で地域住民の移動手段は制約されるおそれがありますが、反面都市部では、鉄道路線の延伸やバス路線の延伸、バリアフリー車両の導入など、高齢者や身体障害者も利用しやすい移動手段としてバスはなくてはならない乗り物であり、地球温暖化対策上からも重要性が増しております。

しかし、現状では設備投資すらできないのが地方バス事業者の実態であり、このままでは近い将来通勤、通学、通院などの日常生活に支障を来す

実態が生ずるのではないかと懸念されます。新聞報道によりますと、東北新幹線開業により在来線は青い森鉄道が営業を引き継ぎますが、30年後には利用者は4割減少するとの試算が発表されました。鉄道を維持することも必要であります、まちづくりの観点からも、きめ細かく目的地へ移動できる路線バスの維持が必要不可欠であります。

新幹線が開通し、観光客やビジネスマンの利便性を高めることに異論はないのでありますが、しかしその一方で、地域で日々暮らしている人々の移動手段や利便性が損なわれてしまうのは、住民税を納めている市民としては納得がいきません。青い森鉄道が将来バス輸送に転換するときに来ないとも限りませんし、そのときには路線バスはなくなってしまうかもしれません。そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つは、厳しい財政状況にありながらも、生活路線であり、とりわけ高齢者にとっては欠かすことができない路線バス維持のため、生活路線のみならず、域内交通などすべての路線がネットワークでつながっている現実からも、他の町村と連携しつつ、市のバス対策補助費など、補助金交付を今後とも継続すべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つに、県単独補助金の打ち切り撤回を働きかけ、路線バスの運行維持を図るべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

三つは、地域のニーズに即した乗り合い輸送サービスの運行形態、サービス水準、運賃などについて検討する機関として県、市、住民代表、利用者代表、旅客自動車運送事業者、道路管理者、警察、学識経験者などで構成する地域公共交通会議を青森県バス交通等対策協議会むつ市分科会と位置づけ創設すべきと考えますが、所見を伺います。

以上を申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

だきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 目時議員のご質問にお答えします。

まず、雇用対策についての第1点目、雇用創出に対する基本姿勢についてであります。目時議員ご指摘のとおり、地域の雇用創出は私といたしましても、最重要課題の一つと認識いたしております。目時議員も触れられておりますが、国の地方分権推進や三位一体改革に代表される財政改革は、地域間格差を助長するとともに、地方自治体にとって独自の政策による自主的、自立的な地域再生を余儀なくされたところであります。とりわけ公共事業への依存率が高い当市を初めとする地方都市は、この公共投資依存型経済からの脱却を図り、地域ならではの産業育成や地元企業の活性化、新産業の創出等、民間企業主導型経済の形成が必要とされています。地域の恵まれた自然資源を生かした産業の育成、また現在建設が進んでいる使用済燃料中間貯蔵施設に関連する産業や都市と地方との情報流通格差を埋めるIT技術を活用した産業など、新分野における操業育成を図るべく支援してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、行政としてなすべき具体的施策を示せということですが、公平公正な立場で市内企業を側面から支えることが肝要と考えておるところでありまして、市が保証料の全部または一部を負担する市単独の特別保証融資制度を実施してまいっております。これは、中小企業者の体力維持や設備投資による雇用継続、雇用拡大を図るうえでは効果的と考え、現下の厳しい財政状況においても補助率は据え置いたまま実施しております。中でも市町村合併までは保証料補給制度がなかった大畑地区及び脇野沢地区の事業者の方々には、合併により制度

の活用が可能となり、地域の多くの事業者の方々に利用いただいております。今後も継続してまいりたいと考えております。

また、地域内労働力の確保や雇用促進を図るむつ下北地区雇用対策協議会との協働による多様な取り組みも必要であろうと考えております。

次に、ご質問の第3点、国や県の政策に対してどのように対応し、雇用を生み出していくのかということであります。本年2月末、地域の雇用再生などを盛り込んだ国の地域再生総合プログラムが策定されたところであります。これは、地域の活力なくしては国の活力はないとの考えのもと、地域のやる気、知恵、工夫を引き出すには国が考えた施策を押しつけるのではなく、地域が自ら考え、実行することができる体制づくりをねらいとしたもので、地域の雇用再生プログラムのほか地域の産業活性化プログラムを含む五つの重点プログラムを策定したものであります。地域の雇用再生プログラムでは、これまで何度か地場産業活性化に対する答弁の中で申し上げてまいりました地域創業助成金制度が継続施策として盛られておるほか、当市の基幹産業でもある第1次産業における雇用再生施策として強い農業づくり交付金や森業・山業創出支援総合対策事業、漁業再チャレンジ支援事業などが地域再生の新たな連動施策として盛られています。この地域再生総合プログラムの活用にあたっては、地域を挙げての地域再生計画の策定が必須条件となりますが、庁内においても横断的な組織での検討が必要であろうと考えております。

雇用創出は、一自治体での取り組みにはおのずと限界があり、国や県、関係団体との連携が不可欠であることはこれまでも申し上げてまいりました。今後におきましても、国や県の施策を研究、活用しつつ、関係団体との連携を一層密にして雇用創出に取り組んでまいりたいと考えております

ので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、福祉対策についてのご質問にお答えします。福祉オンブズマン制度は、市民の健康福祉サービスに関する苦情を公正かつ中立な立場で市民にかわって調査し、必要な場合は市及び民間福祉事業者のサービス内容を是正するよう勧告するほか、制度自体を改善するよう意見表明をするなど行い、健康福祉施策に対する市民の信頼性を高め、サービスの向上を図ることを目的としております。全国の自治体の中でオンブズマン制度を実施している団体は、平成2年の東京都中野区を皮切りに現在おおよそ70の自治体となっておりますが、その後自治体の中では大きな広がりを見せていないのが現状であります。

その理由は、自治体や各事業者への苦情は、その自治体、各事業者の窓口で処理すべきだとの考え方によるものであらうと考えられます。その根底にあるのは、福祉関係で申しますと、平成12年の社会福祉事業法の改正により、社会福祉事業経営者の苦情の解決の責務が明文化されたこと、さらに福祉サービスに関する苦情解決のため各都道府県の社会福祉協議会に社会福祉、法律または医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会の設置、いわゆるオンブズマン制度が義務づけられたことによるものであります。私は、これまで市民との対話を施策の中心に据え、広報広聴活動の充実に意を用いてまいりました。当市の相談、苦情処理等の現状を申し上げますと、市に対する総合的な相談、陳情、請願、苦情、要望、意見等は企画部広報広聴課に市民相談室を設置し、さらに分庁舎の地域振興課に相談業務を処理する職員を配置し、対応いたしております。また、個別事業への対応として、市の保育所等の施設については、利用者からの苦情等に適切に対応するため、むつ市保育所及びむつ市児童館利用者の苦情等の相談解決実施要綱を制定し、苦情等の解決

責任者、苦情等受付担当者及び第三者委員を配置し、苦情等の対応に努めております。

保健福祉部児童家庭課には、専門の資格、経験を有した婦人相談員を配置し、児童に関するさまざまな問題、家庭生活の悩み、子育てやドメスティック・バイオレンス等の相談業務に対応しております。

生活福祉課では、むつ市生活保護面接相談員を配置し、生活環境、離婚問題、そして生活自立援助まで健康で文化的生活を営むための多種多様な生活相談により、適切な方向へ導く対応しております。

介護福祉課では、障害者自立支援法の本格施行に伴い、多様化する障害者の相談に対応すべくむつ市地域自立支援協議会を設置し、障害福祉に関する情報提供及び助言、各種サービスの具体的な処遇の設定等を行うほか、各種相談に対しては専門職員を配置し、相談業務に対応するとともに、むつ市地域包括支援センター内に相談業務職員を配置し、高齢者に対する各種福祉サービス、介護保険や認定に関する相談業務に対応いたしております。

以上、福祉業務関係の相談苦情処理体制を申し述べましたが、各部署での相談受け付けの際には、内容の説明をし、対応を一緒に考え、よりよい対処方法を見出すなど、相談相手が納得するまで話し合うことを基本として対応してまいりたいと考えております。このように対応できるのであれば、苦情は生じないものと思っております。

なお、先ほど申しました県の社会福祉協議会に設置されております運営適正化委員会については市民に理解されていない状況にありますので、その周知を図ってまいりたいと考えております。このようなことから、現時点では、健康福祉サービスの苦情処理に関する条例を制定する考えはありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、交通対策についてのご質問の第1点目、路線バス市単独補助についてであります。市では、川内湯野川線、九艘泊線、源藤城線、薬研線及び小目名線を市独自のバス補助路線としているほか、むつ佐井線、尻屋線、野辺地線など、合わせて6系統の国庫補助路線の運行に対しても補助金の交付による支援をしており、市からはこれらのバス路線維持のために平成18年度は本定例会で補正予算として計上している分も含めて、約1,500万円の補助金を交付する予定であります。バス運行事業者は、合理化などの経営健全化に向けた努力を続けておりますが、野辺地線及びむつ佐井線がバス利用者の減少などにより国の高額補助金交付路線の対象となり、収支改善を求められているほか、燃料費の高騰等により厳しい経営環境に置かれている状況にあります。

市としては、バス運行事業者に対して利便性が損なわれないよう輸送の効率化を求め、バス路線維持のためできる限り支援していきたいと考えておりますが、今後は地域の实情に合ったコミュニティーバスや乗り合いタクシーなどの輸送形態をも視野に入れ、生活交通路線の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の第2点目、路線バス県単独補助についてであります。青森県では財政改革プラン推進に伴い、青森県地域生活交通対策費補助金を平成18年度をもって廃止しております。この補助金で当市にかかわる路線については、蒲野沢線が該当しますが、この路線は国庫補助路線とも一部重複することや、市が厳しい財政状況にあることなどを勘案して、やむを得ない措置ではあります。県と同様に補助金を廃止しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第3点目、地域公共交通会議の創設についてであります。市ではこれまで地域の实情に応じた生活交通の確保等を協議検討するため、

国・県、関係市町村、事業者、利用者等で構成する青森県バス交通等対策協議会下北地区分科会に参画してまいりました。このような状況の中で、平成18年10月の道路運送法の一部改正に伴い、議員ご指摘のように、地域のニーズに即した乗り合い運送サービスの運行形態やサービス水準、運賃等について協議するため、市町村単位での地域公共交通会議の設置が求められております。市では、今後この会議を設置して、青森県バス交通等対策協議会と調整を図りながら、高齢者や学生など、自家用車を運転できない方の通院、通学、買い物など、日常生活の利便性向上に向け、引き続き関係者が一体となって地域交通の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 順次再質問をさせていただきますと思いますが、先ほどの市長の答弁で、雇用対策についてであります。国の地域再生プログラムにのっとり市としても検討していくと、このような趣旨での答弁でありました。

それで、具体的に、今の国もそうではありますが、市の場合でも、この雇用対策については、それぞれ縦割り行政の中で雇用対策を考えてきているというようなことが、大筋そのように言えるのではないかという理解をしているところであります。それで、先ほど冒頭の質問でも申し上げましたように、この地域の活性化を図るには、私は雇用対策が一番大切な課題だろうと。市長の先ほどの答弁の中でも、雇用対策は市の最重要課題であると、このようなことでとらえての答弁でありました。同感であります。そういう中で、具体的にこのことを具現化していく、そのために庁内に雇用対策プロジェクトチームをつくって横断的な雇用対策創出の検討をするというようなことについて、いかが考えていますでしょうか、まずこの点につい

てお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 雇用対策は雇用の創出という、端的に言いますと、人を雇う仕事がふえればいいわけではありますが、その要素があるかどうか。これは、今の中間貯蔵施設を受け入れようという判断をした時点で、その原子力関連のコンサルタントが、むつ地区における雇用の創出の可能性といったようなものを調査してくれております。その調査の結論は、ほとんど望みがないというような内容になっております。それは、決してゼロという意味ではなくて、一つの大きな形で雇用が着々とふえていくというようなことは望めないという結論でありました。

こういう状況の中で、国の政策、県の進める方策、それらを受けて市役所の中に雇用をどう伸ばすかという研究、あるいは実現化のための取り組みをする組織をつくることでどのような成果が上がるかということについては自信のないところがあります。ほとんど成果の上からないことに取り組むための新たなプロジェクトチームのようなものをつくるというより、今日経済部の中にあります担当課の仕事として、より積極的に取り組ませるという方向が今日の現実的な方策ではないかと、そう考えるのでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 否定的なというか、そういう答弁で残念であります。私は今の市長の答弁からしますと、いろんな検討をしたにしても、雇用をする側の受け皿がなければ立派な対策を講じてもという意味の答弁でありました。私は、そういう受け皿をつくることも、それは官民含めての議論でありましょうし、対策であろうかと思えます。大きな難問ではあります。それにやはり真っ正面から取り組んでいくということが必要かと思

います。

それで、実は先般ハローワークにお伺いをしているいろいろな状況についてお聞かせを願いました。最近のハローワークの方々のお話からしますと、求人を探している企業の中で傾向として最近多いのは、年齢を不問としての求人が多い。それは、言ってみれば、企業の側からしますと、即実践力のあるというか、こういうふうな状況を傾向としてお話をしておりました。まさに団塊の世代で2007年問題含めて、これからそういう方々が仕事から離れて、その後の企業が活動を開始していく中では実践力のある、即戦力のあるといえますか、そういう方々を求めるのは一つの状況かなというようなことでお聞きをしたわけでありました。そういう中で私は、この一つとった場合でも、例えば市も一つの施策として官民が連携をして資格取得事業、今それぞれの仕事の分野を見た場合には、俗に資格社会とも言われております。この仕事をするにしても、この資格がなければ仕事できないとか、こういうふうな状況がそれぞれの産業の中で生まれていますから、そういう面で雇用を促進していく、創出をしていく一つの部分として行政の施策の中で資格取得事業等も含めて、私は例えばプロジェクトチームで検討した中で、こういう点についてはどうなのか、企業の動向も見定めをしながら、それに行政としてなすべき課題、こういうようなことも含めて考えるわけでありました。その点について検討等を含めてぜひともしていただきたいと思えます。

とりわけそういう中で本市は、市長の前の答弁でもありましたが、漁業や林業、農業、畜産も含めた第1次産業が本市の基幹産業であると、このように位置づけております。しかし、この第1次産業、後継者がいないという。例えば大畑地区の場合で言いますと、漁業者の後継者がいない。若い人が、船に乗る人がいない。都会に行ってしまう

う。こういうことで、その船主も悩んでいるような状況がある。自分の年がいった、そして漁も盛んではないというような状況もあるようではありますが、船を、漁師をやめなければならないというか、こういうふうなこともあるわけで、そういう状況の場合に、例えば今の本市の高等学校の中に専門課程を設けるとか、そういう点での対策等々も含めていく、また若年者の雇用対策補助金制度を設けていくとか、こういう点でのアプローチをしていくことも一つの雇用対策の部分ではないのか、このようなことを考えるわけで、そういう点も含めた、私が先ほど申ししたのは、雇用対策プロジェクトチーム、受け皿をつくっていく。今現在の受け皿の状況を分析しながら、そのニーズに合った対策を講じていく等々含めてプロジェクトチームを提言したわけで、再度のその辺についての考え方をお聞きしたい。

もう一点。やはり官民一体となった雇用対策については、より一体性のある対策が重要だろうと思っています。そういう中では、これまでもそのような組織を立ち上げているかとは思いますが、官民合同の雇用対策協議会の立ち上げをして、具体的に雇用の創出を手がけていく、そういうお考えがないか、この二つの点について再度の質問をいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ちょっと目時議員のおっしゃっておられることから異質になるかもわかりませんが、例えば岩手県北上市であります、あそこは合併して北上市になったのか、北上市に合併した町村もあったのでありますが、あそこは区画整理を何回かやっておりまして、それによって工場用地をつくり出し、その工場用地に入ってきている事業所というのは、かつての東北大学の教授をやっておりました西澤という先生の研究の成果を受け入れて、今IT産業の主要な部分をつくり出

すというような工場群がかなり入ってきている。それから、弘前市、黒石市の方ではレンズメーカーが次々に入ってくるような企業誘致をして成功していると。今やライカにつけるレンズが日本でできている、それも弘前市でできているというような、そういう産業も生まれてきているわけがあります。そのような積極的な前向きな取り組みも必要であろうと思います。そのような一つのテーマを追求して何がこの土地で企業として定着できるものか、それを探ることも必要ではないかと思っています。

また、かつて大分県でやっておりました一村一品運動といったような、最近ではどんどん全国的に広がってきましてけれども、我々も一村一品にもまだ手がついていない状況にありまして、産業として地域に定着させる方策を探るといっても、おくれればせながらですが、始めなければならないのではないかと、そういう思いがあります。そのようなことを考えながら、さきにお尋ねがありましたプロジェクトチームをつくるという考え方に対して、現在経済部が担っておりますそのような取り組みを少し経済部長に述べさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 官民一体となった雇用対策の組織づくりというふうなことで最後の方にご質問になりました。実は、予算を審議する場でも下北地域雇用対策協議会とはいかなるものかというふうなご質疑がございましたけれども、私も今そこにはハローワークの所長を初め商工会議所、あるいは私企業のそれぞれの経営者と、そしてもう一つ重要なことは、下北地域の高校の校長先生方もその中に入っております。高校卒業生の就職を、地元雇用をお願いしようとしている高校の校長先生の間部の会長が、大畑高校におります。そういう場で、就職するには今の高校の生徒の皆

さんはあいさつもできないのではないかとか、こういうふうなものできないのではないかというふうなことを話題にして、実際高校の方で生かしていただいたり、資格の件もお話しになってございます。資格取得の件については、厚生労働省の方でやっているもので、私どももご紹介できる部分がございますので、相談を受ければいろいろご紹介してございます。

もう一つ、ハローワークの方になかなか行きがたい青少年がおりまして、そのために私どもはジョブカフェあおもりの方と一緒にになりまして、今勤労青少年ホームに、そちらの相談員を置きまして、皆さんが自由に来られるようにというふうなことを展開してございます。先ほど市長の答弁の中で全体的なことを述べさせていただきましたが、具体的には民間の企業の方々、高校の校長先生、あるいは国のハローワークの所長さん方と、そういうふうなことで日々いろいろな情報提供を受け、お話し合いをさせていただいているところですが、なかなか私どもで雇用の場を確保して創出するというのは、今の段階では非常に難しい点があるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 雇用対策の部分については、最重要課題でありますし、そういう面では引き続いて、またこの問題について議論をさせていただきたいと思います。

次の課題に移りたいと思います。福祉サービスの部分であります。先ほどの市長の答弁の中で、全国70自治体ほどがオンブズマン制度を導入しているけれども、成果が余り思わしくない、このような意味の答弁でありました。先ほどの答弁の中で本市のそれぞれのスタッフの皆さんが苦情処理というか、いろいろな相談に精いっぱい努力をいただいているということについては敬意を申し

上げるわけでありませんが、ただ行政の側で利用者なり家族なり、また事業者の方から苦情なり意見という部分についてはなかなか出しにくいというようなことが現状ではないかと私なりに理解をしています。そういう意味で、私の質問の趣旨は、第三者機関でのそういう福祉に対して手厚い対策を講じると、このような意味での質問であります。

一つの例であります。介護施設等の中で虐待が行われているのではないのかと、このようなこともよく耳にします。特に言語障害というか、言葉を発することができない施設の入所者に対して虐待がある、こういうふうなことも耳にします。また、実際私も経験をして見ているわけですが、ベッドに両手両足を、ワーカーさんからしますと、けがをしたり、そういうことをしないよというふうな意味もあるかもわかりませんが、そういうふうなこともある。要は人権が大事であります。人権を尊重する中で介護する側、また事業者の側もそういうふうなことに心してやっていかなければならない。利用者も利用者の側が事業者に言うというのは相当な勇気が要ります。同じように家族の場合であっても事業者に意見を言うというか、これはなかなか出しづらい、こういうような状況があるかと思えます。そういう意味で私は、第三者の部分でオンブズマンという形で、その間に入って、場合によっては事業者に直接、場合によっては、その問題については行政の施策なり、いろんな形の中で、やはり人として生きること、人とのかわり、人と人との関係の中で特に施設の場合にはあるわけあります。そういう面を補完する意味で、適正な介護サービス等々を受けられるような状況をつくるために、ぜひともこの部分については大切な部分だろうと、このように考えておりますから、この点について再度市長の所見を、決意も含めてお話をいただければなと思えます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

第三者機関での対応というお話でございますが、全く議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、先ほど市長答弁がございましたように、社会福祉事業法、現在は社会福祉法という法になってございますけれども、その中で苦情解決の責務が明文化されてございます。これは、各社会福祉事業経営者に対する責務ということでございますが、その中で明文化されてございますので、それを踏まえまして、各都道府県では社会福祉協議会に委託をしまして、運営適正化委員会という第三者委員会を設置してございます。当然この辺の制度のPR不足はございますので、今後はその辺を十分PRしてまいりますし、またまずは先ほども市長からお答え申し上げましたように、各事業においてそれぞれオンブズマン制度に相当する、あるいはまた対応する措置がとられてございますので、まずはそれらを充実、拡充させることに努力してまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 最後の再質問をさせていただきたいと思います。

地域公共交通会議、先ほどの冒頭の答弁で、この会議を創設すると、このような温かい答弁をいただきました。実は、そういう中で、今後の運営の中に期待をするわけでありますが、実は平内町では先ほど市長の答弁の中にあるコミュニティーバスの運行を、具体的に町民バスというふうなことで実施をしております。この中では、距離の問題もあるでしょう。最高で近いところでは運賃が100円、遠いところでも、そのエリアの中で200円、こういうふうなことでバス事業者との契約で運行していると。本市の場合に、前にも質問していま

すが、脇野沢地区から、例えばむつ総合病院まで通院をしてくる、バスを利用して通院をしてくる、こういう場合に、運賃が幾らでしょう。この往復の運賃だけで大変な経済的な負担をしている。私は、中核病院として通院の部分を含めれば、公正公平な市民の状況をつくっていくといった場合に、この点についてもこの地域公共交通会議の中で、ぜひとも真剣な議論を展開していただきたい、このようなことを要望しながら質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

3時45分まで暫時休憩いたします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） ここで本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

鎌田ちよ子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。38番鎌田ちよ子議員。

（38番 鎌田ちよ子議員登壇）

○38番（鎌田ちよ子） 公明党むつ市政公明クラブの鎌田ちよ子でございます。むつ市議会第191回定例会一般質問3日目最後の登壇になります。市長並びに理事者の皆様には大変お疲れと思っておりますが、通告に従い質問いたしますので、誠意あるご答弁よろしくをお願いいたします。

1、市民の健康づくり推進について、その1、高齢者の健康対策についてお伺いいたします。高齢の方が亡くなる大きな原因の一つに肺炎が挙げられます。一昨年秋、大正3年生まれのお父様が風邪から肺炎を併発し、救急車で搬送されました。高齢であるお父様の両肺は、レントゲン検査の結果真っ白で、大変危険な状態と医師から告げられましたが、病院スタッフの懸命な看護とお父様の生命力がまさり、現在も自宅で健在です。お父様の看病をした体験から質問いたします。

肺炎の原因菌に肺炎球菌が4割、そのほかの細菌が4割、マイコプラズマ、クラミジア、ウイルスが2割、治療には抗生物質が使われますが、最近では薬が効きにくい耐性菌がふえており、体力が落ちている高齢者には治療効果が追いつかないことがあり、何よりも予防が肝心、肺炎予防の最も強力な武器になるのが肺炎球菌ワクチンであると東京中田クリニック院長で順天堂大学医学部客員教授の中田紘一郎呼吸器内科医師も話されています。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による感染症の約80%に効果があると言われており、スウェーデン、ストックホルム市で10万人規模の方を対象にした大きな研究が行われ、65歳以上でワクチン接種により死亡率が57%低下、また慢性肺疾患を持つ高齢者でも同様の研究報告があり、57%も入院が少なく、死亡は71%減少していました。この肺炎ワクチンは、1回接種すると、その効果は5年から10年近く持続し、特に高齢者、呼吸器疾患、糖尿病性疾患、腎臓不全など、肺炎にかかりやすい人や実際に肺炎を起こしたことがある方はお勧めです。肺炎は、日本人の死因の4位であり、昨年の死亡数は10万人を超え、肺炎による死亡率は高齢になるほど急激に高まります。肺炎球菌ワクチンは、保険適用でないため、6,000円から1万円程度の実費となります。アメリカでは5年ごと

の接種が認められていますが、日本では2回目に副反応が強く出ることがあるため1回しか認められていません。

先日夕張市の医療改革に取り組んでいる熱血医師村上智彦医長の活躍をテレビで拝見いたしました。村上医師は、夕張市民病院を何とか存続させたい、自らも北海道の無医村で育ち、厳しい現実に入会者ではないとの思いで単身赴任され、全身全霊で医療改革に取り組まれていました。元気なお年寄りが多くなるのが財政再建に直接つながると話され、病気の予防に積極的に取り組み、肺炎球菌ワクチン接種につきましても積極的に進められていました。

本市の老人医療特別会計も毎年厳しい状況下であり、国保会計を押し上げています。予防可能な病気には、行政がしっかり取り組み、高齢者が生き生きと活動できるまちが財政も元気にします。肺炎球菌ワクチン補助制度について市長のご所見をお伺いいたします。

2番目として、実効性あるがん対策についてお伺いいたします。私は、この数年、親友や同期の友人、親戚と身内同然の親しい方の壮絶ながんと闘い、そして別れの悲しみを身近にしました。また、一昨年、主人の手術のため県立中央病院に3カ月付き添いしていた7階の食堂とテレビルームでの語らいで、長期や短期で定期入院治療している方の厳しい現実を目の当たりにしてきました。

ところで、公明党の推進で昨年成立しましたががん対策基本法がことし4月より施行されます。現在日本では年間102万人の方が亡くなり、そのうち3分の1に当たる32万人強の死亡原因ががんと言われております。がん対策基本法は、こうした状況に歯どめをかけ、我が国の「第3次対がん10か年総合戦略」で掲げるがんの罹患率と死亡率の激減を実現するために制定されました。基本法では、

1、がん克服を目指した研究を推進し、予防、診断、治療の技術向上、普及を図る、2、居住する地域に関係なく等しく適切な治療を受けられるようにする、3、本人の意向を十分に尊重し、治療方法などが選択できる体制を整備することを基本理念として、1、がんの予防、早期発見、2、がん医療の格差是正、3、がん研究の推進を柱にがん検診の受診率向上、放射線治療の専門医育成、早期からの緩和ケアなどが定められました。がんは、年齢とともに罹患率も死亡率もふえていきます。がんは、生活習慣病であり、老化現象の一つでもあります。がんの多くは初期の段階では症状はありません。死亡率を下げるには、この無症状の時期に健診で発見することが大事になります。

むつ市議会第189回定例会での斉藤議員の一般質問では、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんなど6項目の平成17年度検診受診率は男性の受診率が非常に低い状況で、特に40歳代、50歳代の受診者が全体の40%を割り込んでいるとの厳しい報告がありました。その中でも旧むつ地区の受診率が19.5%と大変低い状況です。また、意識調査の回答では、「必要だと思うが忙しくて都合がつかない」という意見が多いとの答弁でありました。

電源地域振興センターが平成17年11月に実施したむつ市保健福祉計画策定のための市民意識調査結果では、各種健康診査、がん検診の内容や受け方についての情報提供38.8%が最も多く挙げられ、各種健康診査、がん検診の機会拡充34.8%、そして健康づくりに関する情報提供26.1%の順でありました。市民意識としても健康を第一に考えていると推察されます。

がん死亡率を減らすには、少なくとも対象人口の60%が受診する必要があると言われ、アメリカでは3年に1度の子宮頸がん検診受診率は80%以上で、死亡率低下に効果を上げています。むつ市

議会第189回定例会斉藤議員の一般質問に対する答弁を伺い、受診率向上対策が急務と認識いたします。夜間や早朝、休日など、市民がいつでもどこでも気軽に健診を受けられるシステムづくりなど、効果的ながん予防対策についてご所見をお伺いいたします。

質問の2は、子育て支援について、ブックスタート事業の現況と取り組みについてお伺いいたします。平成17年12月定例会で質問、本年度実現となりましたブックスタート事業を1月23日見学させていただきました。1歳6カ月健診の子供さんを対象とし、下北文化会館和室大広間で実施されていました。会場では、四隅に読み聞かせの場所を明示するカーペットが敷かれ、ブックスタートエプロンを着用した読み聞かせボランティアの方たちが優しい笑顔で手遊びや絵本を読み聞かせ、スキンシップ集団指導をしており、皆様の一生懸命な姿に心を打たれました。現在県内でブックスタート事業を実施しているところは、青森市、十和田市、七戸町、東通村とむつ市だけです。この事業を展開するに当たり、会議や研修会を積み重ね、早期の実現に努めていただいた健康推進課を初めとする関係機関の方々の熱意とご苦勞に感謝と敬意をあらわしたいと思います。

私は、子供が大好きです。子供たちが伸び伸びと生活している姿を見ると、皆様も何か心に温かな風が吹き込み、幸せを感じませんか。私にとって落ち込んでいるとき、人間不信に陥ったとき、子供の笑顔を見るのが何よりの特効薬です。社会の宝、未来の柱となる子供たちのつばらなひとみが生き生きと輝くむつ市にしたいと願っています。ブックスタート事業の円滑な推進が本市に生まれた子供たちの心の栄養となって、子供たちがすくすく育ってほしいと願い、今後の具体的な取り組み方についてお伺いいたします。

質問の3は、特別支援教育についてお伺いいた

します。杉山市長におかれましては、記者会見でも話されておりましたが、合併した旧4市町村にそれぞれ目配りした地道に細かい事業を重ね、特に教育に力を注いでいくとの決意、教育行政に対する特段のご配慮に心から感謝申し上げます。いよいよ本年4月から特別支援教育が本格的にスタートいたします。これまで障害のある児童・生徒には、その種類や程度に応じて特別な場で特殊教育が行われてきました。特別支援教育は、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能多動性障害、高機能自閉症などの児童・生徒に適切な指導を行うもので、2003年度から都道府県教育委員会でのモデル事業を通じて実施体制整備が進んでまいりました。特殊教育から特別支援教育へという大きな変化の背景には、障害のある児童・生徒の増加や障害の多様化、複雑化があります。

文部科学省の2002年全国実態調査では、通常学級には6%程度の割合でいずれかの障害のある児童・生徒が在席しています。特別支援教育は、担任任せではなく、学校全体が結束して対応する姿勢への転換であります。特別支援教育制度についての中央教育審議会による最終答申では、一人一人の教育的ニーズという言葉が何度も登場します。本来教育は、すべての子供に適した指導や支援を提供するものであり、1人に焦点を当て、生活や学習の困難を克服し、社会参加につなげていくべきものであります。厳しい限られた財政の中で本市の教育向上にご努力いただいております関係者の皆様には心より感謝を申し上げ、特別支援教育の現況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

質問の4は、教育環境の整備についてであります。健やかな子供を育てるための環境づくりとして学校施設の充実、学校トイレの快適性についてお伺いいたします。公園や公共施設がどんどんきれいになっているにもかかわらず、学校トイレ

だけが大きく取り残されてまいりました。学校のトイレは、子供たちにとり、臭い、汚い、暗い、怖いなど非常に評判が悪いです。このような状態では、学校でのトイレ利用を極力我慢し、家のトイレでしか排せつできない子供がいるという実態も納得できるのではないのでしょうか。子供たちにとって学校は、学習の場であると同時に、生活の場でもあります。また、学校トイレの改修工事に対して国からの補助金交付の対象となっております。学校トイレの改修は、子供たちの心身の健康増進、よりよい生活リズムの確立のために重要な問題と考えます。そして、学校トイレの改修、新設に当たっては、利用者となる子供たちの声を最大限反映していただくようお願いいたします。

次に、この問題には欠かせない対応として、正しい排せつ感に関する教育が重要であります。排せつは、人間の健康の基本、排便と食事の関係など排せつは大切な行為であることを教えるトイレ教育が大事ではないのでしょうか。教育再生会議の中心的役割を担っておられるヤンキー先生こと義家弘弘さんは、学校でいじめが行われる場所としてトイレを指摘されています。教員が教員用トイレを使っているようでは学校はよくなる、教員は、必ず生徒のトイレを使うべき言葉がありました。また、災害時避難所ともなる学校のトイレの快適性の問題は、私たち市民にとっても重要な問題であると認識いたします。学校トイレの快適性についてご所見をお伺いいたします。

以上、4項目について質問いたします。市長並びに理事者の皆様には前向きで明快なご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 鎌田議員のご質問にお答えします。

まず、市民の健康づくり推進についてのご質問

の第1点目、高齢者の健康対策についてであります。市では、老人保健事業として疾病の予防、早期発見、早期治療のための基本健康診査及び各種がん検診のほかインフルエンザの予防接種を実施しております。インフルエンザの予防接種は、65歳以上の対象者1万四千余名のうち6,962名の方が接種しており、接種率は49.5%と毎年増加する傾向にあります。接種料は、1人当たり4,200円で、うち個人負担1,000円を除く3,200円を市が負担しており、平成18年度は2,250万円を支出しております。インフルエンザは、風邪と病原体が異なり、感染力が強く、高齢者が感染すると肺炎を併発する確率が高く、特に原因菌の中で最も肺炎を引き起こしやすいのが肺炎球菌とされております。予防の方法については、うがいや手洗いの励行といったものが有効とされておりますが、議員ご発言のとおり、現在予防の中心は肺炎球菌ワクチンの接種が世界的に主流のようでありまして、欧米諸国では高齢者のうち70%の方が接種を受けているとのことでもあります。しかし、我が国においては健康保険が適用されず、約7,000円から1万円程度の費用が全額自己負担であることや、ワクチンそのものの認知度が低いことが背景にあり、接種率はわずか3%にすぎないと聞き及んでおります。

こうした中においても、肺炎にかかる医療費よりも予防接種費用が安いという考えから高齢者への肺炎球菌ワクチンの接種について外来診療などで情報提供をしたり、65歳以上を対象に8,000円かかる接種料のうち3,000円を補助する公的助成制度を開始した市町村が昨年10月現在で全国に30自治体あるようであります。当市における平成18年1月から12月までの肺炎罹患者は、その数は把握できませんが、65歳以上の呼吸器疾患での入院件数は299件で、その医療費は約1億1,100万円となっております。議員ご発言のとおり、入院件

数を57%削減できると単純計算した場合には、公的補助制度を開始したとしても、5年の効果が持続できることから、国保会計の負担の軽減が図られることが予測されます。

また、70歳代が感染しやすい状況にあることから、年代別にターゲットを絞り込むことによって、さらに経費を安くすることができるのではないかと考えております。そして、何よりも高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活できるよう高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供できる体制を構築することが必要であろうと考えております。このことから、肺炎球菌ワクチンの接種については、今後検討をさせていただき、全国的な動向を見据えながら、そしてむつ市地域保健協議会の医師の方々のご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に、市民の健康づくりの推進についての第2点目、実効性あるがん対策についてのご質問にお答えいたします。むつ市議会第189回定例会において斉藤議員にお答え申し上げておりますとおり、健診は財団法人青森県総合健診センターに委託し、健診車で市内を巡回する方法で実施しております。定員100名で37回巡回いたしますと3,700名、個別健診をプラスしても受診者が4,000名を超えることができないのが現状であります。このため対象者1万六千余名の受診率は2年連続22%、24%で推移しているところであります。

議員のご提言は、受診率向上のために夜間や早朝、休日などに市民が健診を受けやすい体制づくりをしてはどうかとのことでもあります。今般の医療制度改革大綱におきまして、生活習慣病予防の徹底を図るため、医療保険者に対して健診、保健指導の実施が義務づけられたところであり、20年度からは現行の老人保健事業の基本健診は廃止さ

れ、特定健診に移行されることとなります。政策目標は、受診率65%、2015年度には2008年度と比較して糖尿病等の生活習慣病者及び予備軍を25%減少させることにあります。このことから、従来の健診申し込み体制を大きく方向転換し、個人の意思による申し込み体制から誕生日前受診通知体制へと変換しなければ受診率の大幅な向上は果たせないのではないかと考えております。

議員ご提案の夜間や早朝、休日体制は医師会の意見も確認しなければなりません。現在の医師の診療環境を考えますと、困難なことではないかと思われま。このことから、新たな対策として、後期高齢者の診療体制であるかかりつけ医体制を構築し、健診対象者に対して誕生日前受診通知などで計画的に受診率の向上を図っていくことが各種のがん検診の受診にもつながっていくのではないかと考えておりますので、今後そのような方向で検討させていただきたいと存じます。

次に、子育て支援についてのブックスタート事業の推進についてお答えします。鎌田議員からご提案いただきましたブックスタート事業は、当初平成19年1月から実施予定でありましたが、諸準備が予定より早く整いましたので、予定を繰り上げ、急遽平成18年9月から実施しております。これまで絵本を受け取られたお子さんは10カ月児健康診査において104名、1歳6カ月児健康診査では222名、合計326名のお子さんが絵本を受け取っております。ブックスタート事業を実施するに当たっては、むつ地区5名、川内地区9名、大畑地区、脇野沢地区各6名のボランティアスタッフの方が昨年9月、むつ市立図書館において特定非営利活動法人ブックスタートから講師を派遣していただき、絵本の手渡し方の指導を受けるなど勉強会を重ね、また地域によっては保育士がスタッフとして加わり、それぞれ工夫したブックスタート会場となっております。スタッフの皆さんには、

私からもこの場をおかりして感謝申し上げたいと存じます。

平成19年度のブックスタート事業対象者数は、10カ月児健康診査で521名、1歳6カ月児健康診査で337名を予定しております。これからもお子さんと保護者の方々がゆっくり触れ合う時間を持つブックスタート事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご支援を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員の特別支援教育についてのご質問にお答えいたします。

議員もご指摘のとおり、学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行され、制度といたしましても、特別支援教育が本格的にスタートすることになります。これにつきましては、市内小・中学校にいろいろな場面を通じて周知徹底を図っているところでございます。

当市におきましては、小・中学校における特別支援教育については、最重要課題の一つとして取り組んでいるところであります。取り組みの一つとして、平成18年度から多動傾向や介助を必要とする児童・生徒の学校生活の支援事業として、小・中学校にスクールサポーターを配置しております。配置状況は、市費で10名、県費で5名の計15名体制の配置になっているところであります。学校現場からは、サポーターを配置したことにより、児童・生徒が落ちつきを取り戻したことなどのメリットについての多くの声が寄せられているところであります。なお、来年度、平成19年度からは県の支援がなくなることから、県の5人分を含め15人を全額市費で配置する予定としております。

二つ目として、第二田名部小学校のこぼの教室には、むつ市健康推進課より2名の指導員が平成18年度から派遣されているところであります。

第二田名部小学校のこたばの教室では、軽度な言語、情緒、聴覚の障害への専門的な指導と教育相談を行っておるところであります。こたばの教室には、現在22名の小学生が通っており、さらに3歳から5歳までの未就学児の教育相談には33名が来所しており、そのうち他町村からの5名も含まれているとあります。年々増加する未就学児の教育相談への対応として、先ほど申し述べました健康推進課より2名の指導員が派遣されたことにより、指導体制がより一層充実し、保護者の皆様から大変な好評を得ているとあります。

今後特別支援教育を推進していくうえで課題として考えられることは、直接児童・生徒にかかわる指導する側に多様な障害に対する専門的な知識や技能が身についているかどうかということです。議員のご指摘のように、学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達障害のある児童・生徒に学級担任1人だけで対応することは困難な点が見受けられるのが実際のところあります。したがって、そのため各小・中学校には特別支援教育の推進役となるコーディネーターと校内委員会を設置するなど、校内での支援体制の整備を進めてまいっているところあります。

また、指導者の専門性をさらに高めるために、むつ市教育研修センターで学級の担任を対象として特別支援教育研修講座を設けているところあります。これにより各校の先生方の専門性、特に障害に対する認識の度合いは年々高まっているところあります。

最後に、特別支援教育に直接関連してくるむつ市就学指導委員会の取り組みについてご説明申し上げます。むつ市就学指導委員会は、医師、校長先生を含めた教職員、幼稚園長、保育園長などの学識経験者、福祉行政関係者で構成され、年3回

開催し、保護者からの相談票をもとに関係機関からの情報や医師の診断も含めた検査の結果を参考に、適正に就学できるように指導しているところあります。このことにより、児童・生徒が安心して個に応じた指導を受け、学習することができるようになり、教育効果も上がっているところあります。今後とも幼稚園、保育所、保育園や関係機関との連携を深め、早期からの就学相談体制の整備に努めていく所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、学校トイレの快適性についてお答えいたします。学校施設は、議員ご指摘のとおり、学習の場であると同時に生活の場として快適な環境が求められております。その中でもトイレはだれしもが毎日利用する重要な場所であり、また排せつ行為は人間にとって最も基本的な行為であると同時に、健康維持管理には欠かすことのできないものであります。昨今では、トイレの空間というのは身だしなみを整える場としての役割を持つなど、心を落ち着かせることのできるゆとりの場所として強調されてきており、学校生活の他の空間と同じように重要な場所となっております。

これまでの学校トイレは、機能優先の考え方で整備を図ってきたところありますが、各家庭を初め商店、スーパー、事業所などのトイレ事情が格段に進化し、改善してきているのが現状であり、それになれるに従って学校のトイレを敬遠する子供たちが少しずつではありますが、ふえてきているのが現実であり、その落差をどのように埋めていくかが大きな課題となっているところあります。

近年学校は、災害時の避難場所として、あるいはまた地域の方々の生涯学習の場として活用されるなど、高齢者や障害を持つ方々にも利用されるトイレの設置が求められているところあります。

す。今後は、清潔で快適なトイレはだれしもが望むことから、改修の計画段階から子供たちの意見をも取り入れるなど、みんなのトイレであるとの公共心の育成や、マナー、ルールの大切さ、環境教育、健康教育をも視野に入れた改築、改修を図ってまいりたいと考えております。

本市には、学校によってはまだくみ取り式のトイレで我慢していただいているところもありますが、改修や学校統合等により早期に解決していかなければならないと考えているところでもあります。現在改築計画を進めております第三田名部小学校においては、校舎完成までにはまだ数年要することから、新年度において改修工事を行い、簡易水洗式にし、においのしない清潔なトイレにしたいと考えております。

教育委員会といたしましては、学校のトイレ環境の向上が教育面ばかりでなくて、健康面からも重要かつ緊急な課題の一つとして強く認識し、推進していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 38番。

○38番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁ありがとうございました。何点が再質問と意見、要望を申し上げます。

1番目の高齢者の健康づくりについてですが、この季節、インフルエンザをこじらせ、肺炎となり、抵抗力が落ちている高齢者は重症化しやすく、肺炎は命取りになりかねない怖い病気でもあります。本年2月1日現在、本市の65歳以上の高齢者人口は1万4,780人、75歳以上は6,798人と発表がありました。肺炎での死亡率は年々増加傾向で、9割以上を65歳以上の高齢者が占めています。肺炎予防の最も強力な武器になるのが肺炎球菌ワクチンであります。高齢者や慢性肺疾患など、特に肺炎の既往歴がある方に効果があり、生涯に1度の接種で10年近く持続するとの報告もされていま

す。市長は、全国で30カ所以上の自治体があるという先ほどのご答弁でありましたが、北海道の瀬棚町や宮城県白石市、東京都目黒区など、そのようにもう30カ所以上の自治体が取組みられております。65歳以上の方を対象にぜひ公費助成制度を早期に開始していただきたく要望いたします。

続いて、がん予防対策であります。市長からは誕生日前の受診体制づくりとして、かかりつけ医を持つような形での受診率向上を今後検討していくとのご答弁をいただきました。特に私も女性でありますので、女性のがん予防対策のことで質問させていただきます。

思春期の女性、20代の女性の子宮頸がん発症率が増加傾向となっております。性に対する意識が大きく変化している昨今、10代での妊娠や性感染症、たばこ、薬害、人工中絶など、若い方々に対する体と健康を守る正しい知識としてのがん予防教育に取り組んでいかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

もう一点ですが、乳がん検診は、従来視触診が主に行われてまいりました。現在マンモグラフィによる検診になってから乳がんの発見率が大きく伸びています。本市では、現在30歳からの健診対象となっていると聞いております。女性特有の乳がん発生率も若年傾向とあり、早期発見、早期治療でのがん予防対策として健診対象年齢引き下げについて2点お伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 思春期の女性の性にまつわるさまざまなことについては、教育長から答えていただいた方がよろしいと思いますので。私は娘を持っていませんで、息子1人しかいないものですから、その辺は専門に近い立場でお答えをいただきます。

最近では、がんを発見するためのさまざまな検査方式等があります。PETというのがありますが、

P E Tのたった一つの弱点は、読む能力の高い人が読まなければ見つけられないというものがあるので、それを専門に読むことを仕事にしている会社もあるそうであります。P E Tそのものが結構いい値段なものですから、なかなか導入には踏み切れないという状態がありますが、むつ総合病院の赤字も相当なものですから、今青森県に弘前の鳴海病院にあるだけですが、それから八戸市民病院にもあるのかな。ただ、これ1回10万円の自己負担を伴いますので、簡単に導入したから、さあ、使ってくださいというわけにもいかないだろうと思います。そのほかの現在現行のがん検診を受けるためのシステムを先ほど申し上げたような形で導入する、医師会のご協力をいただくようにしていくということが何よりも大事だと思えます。むつ総合病院には、地域医療科というものがございまして、ここでさまざまな半日ドックとか、そういうこともやっておりますので、そのようなものをご活用いただければと思っております。機能的に受けていただくようなシステムをつくり上げる必要があるだろうと、そう思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 口で言うのは簡単でございますけれども、これをどう対応するかというのは、私は逃げるつもりはございませんけれども、これは本当に人間誕生以来の大きな問題だろうと、こんなふうになっておまして、議員ご指摘のとおり、男も女もそうでございますが、やはり性の乱れというのは長い人生の中に大きな汚点を残す大事なことだろうと、こんなふうになっています。我々の学校教育の段階におきましては、性の教育といいましょうか、自分の体を大事にするという心の教育というものをまず先に大事にしていかなければならない、こんなふうを考えているところでございます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） ただいまの市長並びに教育長答弁を若干補足させていただきますけれども、まず思春期のがん予防教育ということでは、現在市におきましてはむつ総合病院の小川院長先生初め市の保健師が市内の高等学校全校及び一部の中学校に出向きまして、命の大切さについての性教育とか薬物乱用防止教育を実施しまして、人工中絶やたばこの喫煙が体にどれだけの負担がかかるのかななどの教育の現場に直接お邪魔しまして、心の発達の基礎をつくり、生徒が責任ある行動をとれるように取り組んでございます。

また、特にこの種の問題では、若い方が健診に出向くということはなかなか勇気の要ることのようでございますので、むつ保健所においては、月1回女性健康相談の日を設けておまして、そちらの方にもあわせてご利用いただければと、このように思っております。また、これにつきましては、市政だより等においても広報してございますので、その辺もあわせてご利用いただければと、このように思います。

もう一点の乳がん検診の30歳以下の年齢引き下げというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、現在この事業は30歳以上の方の事業として実施している関係上、30歳未満の方については全額自己負担で受診は可能ということでございますが、ただ、今議員ご発言のとおり、非常に乳がん等がふえているという状況にございますので、他市町村の状況、さらには財政状況等も見きわめながら、今後の検討課題とさせていただきたいと、こういうことでご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 38番。

○38番（鎌田ちよ子） 女性のがん対策については、よろしく願いいたします。

続いて、子育て支援について要望させていただ

きます。ブックスタート事業につきましては、市長答弁でもありましたとおり、前向きに平成17年度誕生の子供さんから対象とさせていただき、大変ありがとうございます。

童話作家で元鹿児島県立図書館長の椋鳩十さんは、母と子の20分間読書運動を提唱されました。

「片耳の大鹿」、「大造爺さんと雁」、「マヤの一生」など多くの子供さんが親しんできた童話を書かれています。講演で話されていた言葉に、母や教師が楽しい本やすぐれた本を読んでもあげると、母たちの心が物語の感動と一緒にずっと子供の心に残り、人生でがけっ縁に立たされたとき、その感動を思い出す。それを心の中で金の鈴が鳴る、このように椋鳩十さんは例えられ、講演で話されておりました。1冊の絵本のプレゼント、生まれて初めて手にする図書館カード、手遊びや読み聞かせのアドバイス、スキンシップ指導、そして本市としての子育て支援のアドバイス、本事業の推進を今後もよろしく願いいたします。

続いて、教育長には先ほどご答弁いただき、ありがとうございました。むつ市新年度としてのプラン策定では、2011年度完全実施として小中一貫教育導入へスタートいたしました。八戸市でのモデル事業、小中ジョイントスクールとして小学校と中学校の児童・生徒、教職員、親のみならず、地域住民との相互交流により、そのつながりが一層強められ、そこから相互の信頼関係が築かれ、住民は地域の子供ととらえて学校機能が高まり、教育目標の達成につながり、中学校に入学したときの子供のストレスが軽減されたと私の友人が話をしておりました。この話を聞きまして、小中一貫教育導入には、また特別支援教育を初めいろいろな大きな課題が山積しているとは思われますが、教育長を初め教育委員会の皆様には本市の児童・生徒の学力向上と教育環境の整備にご尽力をお願いいたしまして、これで今回の一般質問を終わら

せていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月21日は休日のため休会とし、3月22日は大澤敬作議員、工藤孝夫議員、柴田峯生議員、石田勝弘議員、村川壽司議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時36分 散会